

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 3 年 9 月 7 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和 2 年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 令和 2 年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 令和 2 年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 10 議案第 38 号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 11 議案第 39 号 東白川村情報公開条例について
- 日程第 12 議案第 40 号 東白川村個人情報保護条例について
- 日程第 13 議案第 41 号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 42 号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 43 号 令和 3 年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 44 号 令和 3 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 45 号 令和 3 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 46 号 令和 3 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 47 号 令和 3 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 48 号 令和 3 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 49 号 令和 3 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 50 号 財産の取得について
- 日程第 23 同意第 2 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第 25 発議第 4 号 こども庁の設置を求める意見書について
- 日程第 26 認定第 1 号 令和 2 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 2 号 令和 2 年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 3 号 令和 2 年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 4 号 令和 2 年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 5 号 令和 2 年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 6 号 令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（6名）

1番	安江真治	3番	安江健二
4番	今井美和	5番	今井美道
6番	桂川一喜	7番	樋口春市

欠席議員（1名）

2番	安保泰男
----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	地域振興課長	村雲修
産業振興課長	伊藤秀人	建設環境課長	安江透雄
教育課長	有田尚樹	会計管理者	今井英樹
国保診療所 事務長	安江輝彦	保健福祉課長兼 診療所事務局長	河田孝
監査委員	安江弘企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	居石浩之
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和 3 年第 3 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 6 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、3 番 安江健二君、4 番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 15 日までの 9 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和 3 年 9 月 7 日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和 3 年 5 月分、6 月分及び 7 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 令和 3 年 5 月分、6 月分及び 7 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和3年6月23日、7月27日及び8月27日。

3. 検査の結果 令和3年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和2年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、令和2年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

令和3年9月7日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

令和2年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による令和2年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料。

資料につきましては、8月18日開催の第10回東白川村議会全員協議会で提出しておりますので、今回は省略させていただきます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和2年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎令和２年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第５、令和２年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

令和３年９月７日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村教育委員会教育長 神戸誠。

令和２年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

報告を要する事項は、教育委員会事務事業の点検評価の報告であり、提出書類は、別添「令和２年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」であります。

この件につきましては、先月８月１８日に開催しました第１０回東白川村議会全員協議会において報告させていただきましたとおりです。

まだコロナ禍中ではありますが、これからも感染防止に最大の注意を払いながら、小規模の小回りのよさを生かして、できるだけ活動を途切らせないようにしていきたいと考えております。どうぞ御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和２年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（樋口春市君）

日程第６、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。次のとおり議員を派遣する。

派遣名、岐阜県町村議会正副議長研修会。目的、議会議員の研さんに資する。派遣場所、グラン

ヴェール岐山。期間、令和3年10月6日。派遣議員、今井美道。

以降、項目名を省略し、項目内容のみを読み上げます。

濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議第2回幹事会、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する。郡上市、令和3年10月6日、安江健二、桂川一喜。

可茂町村議会研修会、議会議員の研さんに資する。美濃加茂市、令和3年10月7日、議員全員。

濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する。郡上市、令和3年10月13日、議員全員。

可茂地域市町村議会議員研修会、議会議員の研さんに資する。可児市、令和3年11月11日、議員全員。

東白川村成人式、新成人を祝すとともに、青少年の健全育成に資する。はなのき会館、令和3年11月21日、今井美和、今井美道。

それ以降に、既に派遣を終了したものにつきましてはお手元の資料に記してありますので、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（樋口春市君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

すみません、マスクを外して行うことを許可をお願いしたいと思います。

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて新型コロナウイルスに関連して、今後の村の対応についての質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種と変異株対策について。

日本国政府は、8月18日、国内で新型コロナウイルスワクチンを少なくとも1回以上接種した人が人口の半分以上を超えたとする集計結果を発表しました。2月17日に医療従事者らへの接種が始まって以来、半年で到達しました。1回目を終えたのは6,399万人で人口の50.3%、2回目は4,935万人で38.8%でした。65歳以上は、1回目が3,141万人で88.5%、2回目が3,004万人で84.7%でした。2回目接種後に感染する人は、未接種の人に比べて15分の1に抑えられていることも厚生労働省の分析で判明しております。当初は人口の半分が接種すると感染が広がりにくくなる集団免疫の効果があるとの見方がありましたが、デルタ株の影響もあり、終息の気配は今のところ見えません。2回目接種を終えた人の感染は少なく、重症化や死亡する例も減っており、デルタ株の流行下でも確実にワクチンの接種効果が出ているようです。

一方、岐阜県における65歳以上の高齢者の8月30日時点の新型コロナウイルスワクチンの1回目接種率は91.42%、2回目は85.96%と、ともに全国1位でした。我が東白川村も県内トップクラスの業績を上げているところですが、前回に引き続き、東白川村における新型コロナウイルスワクチンの接種関連と変異株（デルタ株）等に対する対策についての質問をさせていただきます。

それでは、第1の質問に入ります。

集団接種予定では、19歳から64歳までの1回目は7月19日月曜日から20日火曜日にかけて、2回目が8月10日火曜日から8月11日水曜日にかけて、合計で538人の方々が接種するとされていましたが、その結果、その割合についてお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

6月定例会の一般質問の際に65歳以上の高齢者の接種率について答弁をさせていただきましたが、今回御質問の7月19日、20日、8月10日、11日の接種状況について御説明を申し上げます。

この4日間に2回接種を終えた方は、大半が高校生世代を除く19歳から59歳までの方で、2回目の接種の方を含め、7月19日には318人、20日には299人の方が1回目の接種を行っています。この方たちの2回目の接種となったのが8月10日、11日となります。10日には312人の方が、11日には242人の方が接種をされています。

なお、7月20日以降、高校生世代を中心に26日と30日に、8月11日以降、16日から31日までのうち、7日間接種日を設けました。この中で17日から5日間は12歳から15歳までの、いわゆる中学生世代の接種を診療所で行っています。1回目と2回目の人数が違うのは、2回目の接種に都合が合わなかった場合は他の日に振り分けて行ったケースがあるためです。

御質問のとおり、当初19歳から64歳までの希望者538人を想定していましたが、ワクチンが余ることが明らかになり、村外からのお勤めの方を抱える村内事業所等に対し、村外の方にも接種を進めたことから当初予定した人数から変更となっております。

なお、この村内の事業所へお勤めで村外在住の接種希望者は43人あり、そのうち39人までが8月中に1回目を接種されています。

御質問の7月19日、20日、8月10日、11日における19歳から64歳までの接種割合は、8月11日現在で1回接種が76.1%、2回接種が71.2%となりました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございます。よく分かりました。

新型コロナウイルス流行第5波では、10代以下の感染が増えています。7月末頃から増加が目立ち始め、8月中旬の1週間は、第4波のピークだった5月中旬の4倍以上となりました。感染者全体に10代以下が占める割合も徐々に増え、8月下旬には2割を超えています。

新型コロナウイルス感染の当初は子供はかかりにくいと言われていましたが、感染力の強い変異株（デルタ株）の広がりや感染者全体が増えた影響と見られます。感染した子供の症状は、多くは軽症や無症状ですが、国は学校での感染拡大を抑えるため、ウイルスのたんぱく質を短時間で検出できる抗原検査の簡易キットを幼稚園や小・中学校に最大約80万回分配布する方針を明らかにしています。

それでは、第2の質問に入ります。

同じく高校生世代は、16歳から18歳までの1回目が7月26日月曜日、2回目が8月16日月曜日に接種予定とされておりましたが、その結果、その割合についてお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

16歳から18歳のいわゆる高校生世代の接種に対する御質問でございますが、高校生世代の接種については夏休み期間中を利用して実施を行いました。高校によって夏休みの始まりと終わりが異なるため、高校生世代の接種は、7月26日からスタートし、9月14日までに7日間で2回接種を終える予定で、対象となった高校生世代は52人、うち43人が2回の接種を済ますこととなり、接種率は、1回接種が82.7%となっております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

それでは、第3の質問に入ります。

同じく12歳から15歳までの接種については4箱目のワクチンの入荷後、これは第11クール、8月2日の週か8月9日の週に入荷予定とされていましたが、その結果、その割合についてお伺いをいたします。

そのほか、職域接種、村外からお見えの方で村内に産業従事されてみえる方等、そのような場合もありましたら併せてお願いします。

そして、8月31日現在での東白川村全体の接種割合をお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

最初に、12歳から15歳までのいわゆる小学校、中学校世代の接種については、7月28日付で対象となる住民基本台帳に登録された中学生世代全員と令和3年12月31日までに12歳となる小学6年生の合計51人の家庭に宛てて、接種を「希望する」「希望しない」「迷っている」の3択で意向調査を行った結果、希望者が34人、希望しない方が9人、迷っているという回答のあった方が8人ございました。希望しない、迷っているという回答があった御家庭には、再度電話で確認を行った結果、4件が接種希望となり、合計で38人の方が接種を受けることとなりました。

接種は、8月に5日間、9月に7日間、さらに10月、11月中にそれぞれ1回ずつの合計14回に分けて2回の接種を行う計画でございます。

また、今回のワクチン接種は満12歳になった方が対象となり、4箱目のワクチンの保証期間が11月末日であるため、10月生まれの6年生の方までが対象となります。

なお、接種は、誰が接種したか分からないよう配慮して、一度に6人、または12人に分けて、全て診療所で行っております。

なお、期間中、土曜日が5日間ありますが、全て土曜診療の木沢記念病院の医師が担当しております。希望した方が全員接種をすれば、この世代の接種率は74.5%となります。

また、御質問の東白川村全体での接種率については、12歳以上の全体の対象者数2,042人に対しまして、村外で接種された方、例えば住民票が村にあり、村外の施設に入所されている方や村外の医療機関や介護施設等に従事され優先接種を受けられた方も含め、8月31日現在、65歳以上で1回接種を終えた方が92.4%、2回接種を受けられた方が91.3%、16歳から64歳の1回接種が88.4%、2回接種が83.7%、12歳から15歳、1回接種が62.7%、この世代の2回目は9月1日以降となりま

す。全体で1回接種の方が1,832人で89.7%、2回接種の方が1,741人で85.2%となっております。以上でございます。

〔発言する者あり〕

すみません、村外で接種した方なんですが、1回目の接種した方が141人で行いましたし、2回目接種した方は125人となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございます。詳しく説明をしていただきました。

特に12歳から15歳までに限っては親の同意が要るということで、村としては細かい配慮がされているということがよく分かりました。

厚生労働省では、医師から副反応を疑って報告された事例を透明性をもって全て公開をしています。その評価について、ワクチンの接種後には副反応を生じることがあり、副反応をなくすことは困難です。接種によって得られる利益と副反応などのリスクを比較して、接種の是非を判断する必要があります。としております。

副反応疑い報告では、ワクチンと関係があるか、偶発的なもの、他の原因によるものかが分からない事例も数多く報告をされています。透明性の向上等のため、こうした事例も含め報告のあった事例を公表しています。接種後に生じた事象も、それだけでは因果関係があるかどうか分からないことに注意が必要とされております。しかし、ワクチン接種をしたくない理由の何割かはアナフィラキシーや副反応に対する懸念があることと思われれます。

それでは、第4の質問に入ります。

アナフィラキシー症状やその他の副反応につきましての報告がありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

コロナウイルスワクチン接種に係るアナフィラキシー症状についての御質問ですが、特にこの7月、8月にかけては夏休み期間を利用して16歳から18歳までの高校生世代と12歳から15歳までの小・中学校世代が接種を行ったこともあり、若年層のほうで接種後の発熱などのリスクも高く、心配をしていたところでございますが、6月定例会の折に報告をいたしました症例以降、大きなアナフィラキシーの事例はなく、自宅で接種後発熱したといった話は多少あったようですが、保健福祉課のワクチンコールセンターへの問合せもなく、また診療所では、40歳代の女性の方が接種後、健康観察の時間にかゆみが出て、かゆみ止めを処方された案件以外、診療所にかかれた症例はありませんでした。

なお、この方については、ドクターと相談し、2回目の接種を見合わせることにしています。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

それでは、第5の質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行の件についてお伺いをいたします。

海外渡航用の新型コロナウイルスワクチン接種証明書についてですが、接種証明書を提示することにより防疫措置の緩和等が認められる国や地域に渡航する場合に限って申請をするとありますが、この件につきましてお伺いをいたします。

村での申請の窓口はどこになりますか。また、村での申請に当たっての必要な事柄などはです。

以上、よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

接種証明書についての御質問でございます。

接種証明書につきましては、通常海外への渡航を行う際、渡航先への入国時に相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、新型コロナウイルスワクチン接種の事実を公的に証明するものでございます。この証明書は日本語と英語になっており、接種券を発行した自治体、住民票がある自治体で発行します。この申請については7月26日からスタートしています。

なお、この接種証明書は海外渡航の際に必要な方へ交付するもので、それ以外の方が接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行しました接種済証、これは一般の方が接種券を持って接種された方に接種後に渡されるものですが、この接種済証か、接種記録書といいまして医療従事者など先行接種を受けた方が接種券を持たずに接種された方に出されるものですが、このいずれかを利用いただきたいと思います。

また、窓口のほうですが、保健福祉課のほうで対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

保健福祉課ということですのでけれども、母子センター等でよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

保健福祉課のほうでございますので、よろしくお願いします。

○3番（安江健二君）

分かりました。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

新型コロナウイルスワクチン、3回目の接種の必要性和効果については様々な報道がされています。日本で承認されているファイザー、モデルナ、アストラゼネカは、いずれも一定の間隔を空けて2回接種をすることになっています。2回接種した後で従来の新型コロナウイルスに対して発症を予防する効果は、ファイザーとモデルナでは90%を超え、アストラゼネカもおおよそ70%と確認されています。

しかし、その後、感染力の強いデルタ株の影響で接種を終えていても感染、重症化するケースが目立つとして、追加の3回目の接種を始めた国も出てきました。

例として、イギリス政府は、70歳以上の高齢者を対象に9月より接種開始予定、ドイツ保健局は、高齢者に対して9月より接種開始予定、スウェーデンの保健当局も80歳以上の高齢者など重症化するリスクが高い人を対象に今年の秋以降に接種開始予定とされています。これは、いずれも高齢者の方々が対象とされている国です。

なお、イスラエルにつきましては、既に3回目接種が始まっているようです。

このことに関しましては、専門家はデルタ株の感染力の強さや、ワクチン接種を完了した人でもデルタ株に感染すると接種していない人と同じ程度に感染を広げる可能性が示されていることを懸念しまして、追加の接種が必要とする意見が出ております。

それでは、第6の質問に入ります。

今後の情勢により、我が国、そして東白川村もその可能性があると思いますが、この件につきましての村のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

3回目のワクチン接種についての御質問でございますが、新型コロナウイルスのワクチンの接種を2回終えた人が免疫をさらに強化するため3回目の接種をすることを「ブースター接種」と呼び、感染力の強いインド型（デルタ株）をはじめとする変異ウイルスの流行で接種が2回では効果が下がるという懸念から、イスラエルやイギリス、アメリカなどの一部諸外国では追加接種に動き始めております。

現在、厚生労働省の実施規則では、ワクチン接種は2回とされており、3回目の実施についてはあくまで国政レベルの話であって、当然村で判断すべきことではないわけですが、8月19日には参議院内閣委員会の閉会中審査で河野特命担当大臣が医療従事者へのブースター接種の実施を検討しているという内容の答弁を行っており、今後の国の動きを注視していくことが重要であるというふうに考えてございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。

それでは、第7の質問に入ります。

8月に入り岐阜県内での新型コロナウイルスの感染増がハイスピードになっています。8月のデータによりますと、県全体で5,901人の増加、隣的美濃加茂市では230人の増加、加茂郡全体では88人の増加となっております。

県の専門家会議では、ハイスピードで感染者が増え、急速に病床が埋まっている。宿泊療養施設に続き病床までオーバーフローすれば、県内の医療体制は災害レベルに陥る危険性もある状態との見通しを示しております。

爆発的な感染につきましては、デルタ株の威力が大きいとされています。8月28日には「広報ひがししらかわ」号外も出していただきましたが、幸い近々での村内での感染発生は見られませんが、あえてデルタ株等に対する対策がございましたら伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長兼診療所事務局長（河田 孝君）

全国で新型コロナウイルスの感染が急拡大した要因の一つとされるのが変異株のデルタ株です。この変異株とは新型コロナウイルスの遺伝情報の一部が書き換わったもので、約2週間に1か所ほど書き換わりが起きていると考えられています。

デルタ株は、数多くある変異株の中で国立感染症研究所が懸念される変異株に分類して警戒を強めているものです。デルタ株は、感染しやすい可能性とワクチン効果を弱める可能性が指摘されています。対策としては、ワクチン接種後も引き続きこれまで行ってきたマスクの着用、手洗い消毒、密接・密集・密閉のいわゆる3密の徹底回避はもちろん、事業所等では体調が悪い際には気兼ねなく休めるルールや雰囲気づくりを推進するなど、基本的な感染対策をこれまでどおり徹底していきたいと考えてございます。

また、診療所では始めておりますが、皆さんがおつけになっているマスクも、より感染防止効果を高めるため、サージカルマスク、不織布マスクの着用をお勧めしたいと考えております。

なお、県では、8月27日から緊急事態宣言の指定を受け、9月12日まで事業所へは出勤者数の7

割削減、時差出勤、自転車通勤の推進、20時以降の勤務の抑制を、飲食店へは酒類、カラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請、それ以外の飲食店へは20時までの時短営業などの取組を推進しています。

また、これを受け、村では広報号外版やCATVを通じて、公共施設の封鎖や会議や教室の延期や中止、村内飲食店の休業と時短営業、行事・イベントの延期等を啓蒙するとともに、現在、岐阜県でも感染者の増加により医療提供体制が不足し、自宅療養を余儀なくされている軽症者が増加している現況で、あつてはならないことですが、村内でもし感染者が発生し、自宅療養となった場合、家族のことなどで自宅で療養することが困難なケースを想定し、魚の宿4棟と後山住宅1棟を隔離用の居室として確保しています。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

東白川村のワクチン接種に関しましては、皆様方それぞれの立場で深い御理解と御協力を賜りました。先ほど伺いましたところ、全体では村の接種率が90%と非常に高い割合となっているようです。私からも一言お礼を申し上げたいと思います。御協力ありがとうございました。

また、様々な理由によりワクチン接種を受けられなかった方々に対しましても、それぞれの立場で十分な対策を取られて感染することがないようにお願いを申し上げたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

続いて、4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、一問一答方式にて質問させていただきます。

マイナンバーカードについてお伺いします。

個人番号カードは、日本において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき発行されるプラスチック製のICカードで、身分証明書をはじめ、個人番号を証明するための書類として利用可能です。ICチップに格納されている署名用電子証明書、利用者電子証明書は、民間や行政のオンライン手続やインターネットアカウントのログインなどに利用可能で、幅広いサービスに利用できます。

他国の国民識別番号カードと異なり、20年近くも国民識別番号制度自体導入が遅れた日本では、個人番号カードを取得するか否かは本人の自由であり、携帯義務の罰則もありません。

2016年1月に交付が開始され、5年が経過しました。都道府県別、市区町村別で交付率がデータ化されています。国全体では交付率向上に苦戦しているようです。

1つ目の質問に入ります。

マイナンバーカードは、政府のデジタル推進の中心に位置づけられており、2023年3月末までに全住民への交付を目指しております。

全国で3割に達したところですが、村はどれくらいマイナンバーカードを取得されているのかを伺います。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

村のマイナンバーカードの取得状況についての御質問でございますが、マイナンバーカードの交付率の算出方法は、令和3年1月1日時点の住民基本台帳を基礎として、人口に対する交付枚数で交付率を算出します。

東白川村の8月22日現在で最新となります交付状況では、住民基本台帳人口2,178人に対して交付枚数は694枚で、交付率は31.9%になります。

このようにマイナンバーカードの交付状況は、毎月1日現在において全国都道府県別及び市区町村別の交付情報を取得しております。岐阜県内における市町村別の交付状況では、1週間ごとに交付件数を把握しています。

また、マイナンバーカードの交付状況については総務省のホームページで公表されていますので、御覧いただくこともできます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村の交付率を調べていただきました。31.9%ということで少し低いような感じがいたします。

岐阜県全体では、8月8日のデータでは34%ということで、県全体のパーセンテージより村は低いということになっております。

岐阜県の最も交付率が高いのが8月8日のデータで白川村が55.5%。これが全国町村の部で第8位となっております。

コロナ禍でなかなか促進の呼びかけができなくて取得率が上がっていないのは仕方がないことですが、コロナワクチン接種が完了し、通常の暮らしが戻るとともに、村の取得率を上げる策を講じていただきたいと思います。国は全住民にということでマイナンバーを作るようにと言っておりますが、私が作るときは、10年間更新なしだから写真はそれなりのものをということで写真を撮り直したりしたんですけれども、生まれた子供さんも保育園児も小学生もマイナンバーを取るということになると写真を撮ると思うんですが、私たちと同じように10年なのか、ほかにそういう規定があるのか。顔が変わると思うんですが、その規定があれば教えてください。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

ただいまのゼロ歳から20歳未満と20歳以上の方の更新の期間についての御質問でございますけれども、ゼロ歳から20歳未満の方は5年間で、交付を受けた日から5回目の誕生日が有効期限になります。20歳以上の方は10年間で、交付を受けた日から10回目の誕生日が有効期限になります。この更新の時期が近づきますと、マイナンバーカードの業務運営実施主体である地方公共団体情報システム機構から直接有効期限通知書が送られてきます。3か月前から更新手続きが可能になりますので、有効期限通知書が送られてきましたら、お忘れにならないよう手続をお願いしたいと思います。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

説明はよく分かりました。

私たち取ったんですけれども、その後どうするかというのは、通知が来るのかというのが分からなかったもので、今の説明でよく分かりましたので、その更新の手続きがスムーズにできるようにしていきたいと思っております。

2番目の質問に移ります。

特に高齢者で運転免許証を返納された方には唯一の写真入りの証明書となり、また健康保険証としての利用が可能になることが決まっておりますので必要性を理解していただきたいのですが、写真を撮るのが面倒、自分ではよく分からない、必要なかなどの声が聞こえてまいります。周知の仕方や、取得率向上に向けた取組の考えをお伺いします。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

村民の方への周知の仕方や取得率向上に向けた取組についての御質問でございますが、取得率の向上に向けた今後の周知や取組の仕方としては、広報、CATV、村のホームページなどによりマイナンバーカードの仕組みや申請方法について安心して御利用いただけるよう周知していきたいと考えます。

また、現在は企業や各種団体などに職員が出向いて申請受付を行う出張申請サービスが取り入れられ、取得率を上げている自治体もあります。

特に出張申請サービスは、企業など仕事でなかなか申請に来られない方でも一定の人数を事前に申し込んでいただければマイナンバーカードの取得ができるので、取得促進につながる大きな手段ではないかと考えます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

そうですね。今のその出張サービスの提案を私もしたいと思っておりました。

総務省の「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集」というのを見てみると、学校や商業施設のイベントなどに出向いて申請を促進する取組というのを紹介しておりました。今はコロナ感染拡大が進み、なかなかイベントがなくて難しいときなんですけれども、今後、終息したときに、村でもイベントを利用したそういう促進事業というような取組というのは可能なんではないでしょうか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

ただいまの学校や商業施設のイベントなどに出向いて申請を促進する取組についての御質問でございますが、現在、村でも職員が出向いてマイナンバーカードの申請受付を行う出張申請受付方式を検討しています。対象は、シニアクラブなどの団体やサークル、村内事業所、企業などで、事前に対象団体から申込書を提出していただき、会場で職員が顔写真の撮影、申請書の記入などをサポートし、受付を行います。マイナンバーカードは郵送で交付しますので、申請者は役場へ出向くことなくカードを受け取ることができます。

また、毎年2月から実施する申告相談会場においても来庁者に対してマイナンバーカードの取得を促し、申請補助を行うなどして取得率の向上を目指していきたいと思います。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

今のようにマイナンバーカードというのは直接与えられるものではなくて、申請しないと、手続をしないと自分のものにはならないので、その手続というのがすごく面倒だったりします。メリットがないと、なかなか取得しようと思ってももらえないのではないかなと思うんですけれども、私も取得しましたが、どうやっていいかわからずに、一番最初、窓口のほうに出向いて聞きました。それで、大体の一連の流れというのを簡単に説明していただけるとありがたいのですが、大丈夫ですか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

マイナンバーカードの取得の一連の手続についての御質問でございますが、マイナンバーカードを取得するには、申請するときか受け取るときどちらかで本人が役場に来ていただく必要があります。

初めに申請時に役場に来られた場合ですが、窓口で交付申請書を記入していただき、顔写真の撮

影、電子証明書の暗証番号を記入していただくなどの手続をしていただきます。約1か月後にマイナンバーカードが役場に届きますので、役場からカードを御自宅へ郵送して受け取ることができます。

次に、交付時に来庁していただく場合についてですが、お手元に申請書がある場合は、申請書を御自分で郵送、またはスマホ、パソコンなどでオンライン申請をすることができます。マイナンバーカードは、約1か月後に役場に届きます。役場からはがきサイズの個人番号交付通知書を郵送しますので、届いたら、免許証など本人確認書類を御持参の上、役場の窓口で受け取ることができます。

申請に問題がなければ1か月程度で取得できますけれども、申請書に記載漏れなど不備があった場合は2か月ほどかかることもございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

役場の窓口で受け取ることができるという説明だったんですけども、なかなか仕事で役場の開いた時間に来られなかったりする場合があるんですけども、そのマイナンバーカードの役場での保管期間というか、何年たっても取りに来られない場合というのも、もしかしたらあるかもしれないんですけど、その保管期間というのはどのようになっていますか。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

マイナンバーカードが届いてからの受取期間についての御質問でございますけれども、マイナンバーカードの受取期間は、本村にカードが届いてから交付通知書を送付して30日間としています。この30日間の期間に受け取りがない場合は、再度交付通知書を送付して、さらに90日間の保管期間を設けます。

このように約4か月間を経過しましたら、受け取りの意思がないものとして、交付の取りやめ、廃棄処理を行います。ただし、現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、4か月間経過しても継続して保管するよう国から通知が来ておりますので、当面の間は保管することにしております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

よく分かりました。

先ほども言いましたが、このマイナンバーカードを作ってメリットがあるか、ないのかというお

話なんですけれども、現在はコンビニで住民票が出せたりとか印鑑証明が出せる、公的な証明書がマイナンバーカードで出せる自治体というのも出ているんですけれども、村はまだのようなんです、いずれ可能になるのか、お聞きます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

まず初めに、コンビニ交付が可能になるかについての御質問でございますけれども、コンビニ交付については、現在、岐阜県内で実施している自治体は、12市町村ほどあります。実施していない自治体の理由については、導入経費、維持費に見合った費用対効果を見込めないことが上げられています。

今後、行政手続のデジタル化に伴い、証明書が必要な機会が少なくなる可能性もあります。村としては、今後の情勢を見極めながら、コンビニ交付の導入についても検討したいと思います。

また、メリットがあるのかというふうな御質問でございますけれども、今後、様々な方面でマイナンバーカードを活用することが検討されています。例えば、健康保険証は、政府専用のポータルサイトから登録していただければ10月1日から利用が可能になることや、免許証がない方などは本人確認の提示の際に必要な身分証明書の代わりにもなります。

そのほかにも、御自宅のパソコンからオンラインで行政手続が可能になるサービスもあり、役場に行かなくても手続が可能になればメリットもあるんじゃないかと思います。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

必要性やメリットを理解していただき、村民の皆様にご取得していただきたいと思っております。

3番目の質問に入ります。

マイナンバーカードは無料で発行されます。しかし、個人情報が入っているのが不安、情報漏えいのリスクがあるのではないかと感じ、発行を迷っている方も見えます。こうしたことを考えると悪用されるリスクがないとは言えません。顔写真が差し替えられたり、ＩＣチップの電子認証を悪用し、成り済ましによる行政手続が行われるといった危険性について伺います。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

マイナンバーカードの安全性についての御質問でございますけれども、マイナンバーカードを第三者に盗まれたとしても、カードの券面の顔写真は直接カードに記入とされているため差し替えをすることは難しく、ＩＣチップには券面に記載されている氏名や住所などの必要最低限の情報のみしか記録されていません。

また、電子証明を利用して行政手続を行おうとしてもパスワードが必要になります。パスワードは3回、電子証明書は5回間違えるとロックがかかり、役場に出向いて解除の手続を行わないと使用できない仕組みになっています。

また、カードを紛失したり盗まれたりしたら、24時間対応可能な個人番号カードコールセンターに電話すれば、カードの一時停止措置が取られます。

次に、個人情報の漏えいについてですが、個人情報は各機関で分散して管理しています。マイナンバーカードを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることは絶対にありません。

それでも心配な場合は、マイナポータルという制度のポータルサイトからやり取り履歴を見ていただければ、行政機関同士が御自身の個人情報を受け渡しした履歴を確認することができます。

このように様々な安全対策が取られていますので、安心してマイナンバーカードを申請していただきたいと思います。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

安全性、必要性、メリットを回答していただきました。コロナ禍で大変な時期ですが、2023年度末までに国が全国民への普及を目指している中でカードへの理解を多くの方に持っていただけるよう、村として普及向上にこれからも努めていっていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とします。10分間の休憩とし、10時50分から会議を再開いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

6 番 桂川一喜君。

〔6 番 桂川一喜君 一般質問〕

○6 番（桂川一喜君）

通告に従いまして、2つの項目について一問一答方式にて質問をいたします。

最初の項目として、第6次総合計画策定事業について2つほど伺いたいことがあります。

先日の議会全員協議会において第6次総合計画策定事業の推進について説明がありました。その際、かつて必要であった法的な裏づけを失ったのにもかかわらず策定され続けているのはなぜかとの質問にお答えいただきました。村にとって、村民にとって、何事にも代えられない道しるべとな

る大切なものであるとの印象を受けました。

そこで、まずこの一般質問を通じ、再度議会、そして一般の村民に分かりやすく、かつ策定にかける力強い御説明をしていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをいたします。

第6次総合計画策定事業についての御質問であります。

総合計画基本構想については、地方自治法の改正に伴い、平成23年8月1日付で基本構想の義務化は廃止されています。しかし、この第6次総合計画の位置づけは、村にとって依然として最上位計画であり、前期4年と後期4年に分けられ、令和5年から令和12年の8年間が対象期間となります。

この総合計画は、過疎計画や福祉計画、あるいは公共施設総合管理計画との整合を図りながら村の将来像が決定される、村にとっては大変重要な計画となります。

東白川村の学校、農業、水道、下水、通信、公共交通、医療、福祉、自治会などの社会機能、これは人口3,000人時代に設計されたものであります。

2,000人を切ることが目前に迫った今、人口減少の中にあって、こうした公共機能の維持・運営は大きな過渡期を迎えていると考えております。

村全体の資源をどのように生かしていくか。これまでに整備してまいりましたインフラやシステムを再検証し、時代のニーズに合った内容に修正し、時には必要に応じて事業の廃止や新しい仕組みを設ける環境適応力が求められる時代となりました。

こうした村のシステム全体を効果的かつ効率的に運営していく方向性を明らかにするものが総合計画であると思います。

今年度から来年度に向けて第6次総合計画を策定するに当たり、より多くの村民の声を聞きながら、課題の掘り起こしを実施し、各種事業の効率的な構築に向けて推進しているところであります。

この課題の掘り起こしの一つとして村長と語る会を実施し、各種団体の生の声を届けていただきたいと思います。

2つ目に、年代別男女を抽出してアンケートを配布し、これにより皆さんの声をしっかりと受け止めたいと思います。アンケートに御協力をお願いしてまいりたいと思います。

3つ目には、役場の各担当により様々な分野でヒアリング等を行い、分野別の課題をしっかりと掘り起こして対応してまいりたいと思います。このヒアリングにも御協力をお願いしたいと思っております。

以上で最初の質問に対する答弁を終わります。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいま村長から全協で伺ったのと同じ、6次総合計画の必要性でありますとか、村にとっての重要性というのをお答えいただきました。実は本当はそこに全協で使われていた単語がありまして、それがもし出てきたらある質問をしようとしておりましたが、その単語が出てきておりませんでしたので、この件につきましては、次の質問をした上でもう一度掘り下げてみたいと思います。

もう一つ、6次総合計画について伺いたいことがあります。

全協ではスケジュールの説明も行われました。その中で気になる点が1つありました。数年にわたり生かされるであろう総合計画、そして村の将来を指し示すであろう総合計画、その策定のためのアンケート、その対象者に小・中学生が含まれていなかったことです。現実に沿った計画、現状をある程度把握した村民からの意見を伺う、その必要性を否定するつもりはありません。しかしながら、夢を持つ、夢を実現させる、そんな思い、熱意を忘れて立てる計画に魅力を感じるものではないでしょうか。そして、他人が立てた計画にのっとって実現をさせられる思いのむなしさは多くの人が経験されていることでしょう。

以上のことを鑑みたときに、今回のアンケートは、ぜひとも小・中学生も参加させるべきであると考えました。

そこで、伺います。

今回の方法、もしくは別の方法でも結構ですが、総合計画に対して小・中学生の考え、思いを生かす予定についてお答えください。

○議長（樋口春市君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

桂川議員の第6次総合計画策定事業、小・中学生アンケートの御質問に対してお答えします。

8月の全員協議会でもお話がございましたが、より多くの村民の声を酌み上げ、村政に反映させていただきたいとの要望がありましたので、早速年代別男女300人を抽出する方向で検討することにいたしました。そして、今回は小・中学生アンケートということで検討をさせていただきました。

全協でも紹介させていただきましたが、一般のアンケートは、満足度と重要度の確認と今後の課題を求めています。それと同じ内容を小学生に求めることは、年齢的に多少違和感を感じるようにも思います。このため、現在検討しているのは、中学生の皆さんに満足度と今後の課題、それから描く将来像を聴取させていただき、総合計画への反映を考えております。

以上のように、御提案いただきました内容を反映し、当初の実施案に一部修正を加え進めさせていただきたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

どうもこの今回の提案につきまして快い返事をいただきましたので、ぜひとも実施の方向をよろしくお願ひしたいとともに、御協力をというお言葉がありました。いろんな形で協力をしつつ、村の将来についての策定を目指していきたいかと思ひます。

そこで、実はその通告文の中には小・中学生というところで触れておりましたが、その後ちょっと一つ、もう一点新しく提案の形になりますので満足なお答えがいただけないかもしれませんが、ぜひちょっと質問させていただきたいことがあります。

日頃から、産官学の連携ということが常日頃行われておりまして、うちの村の当然「官」は、行政ですので当然としまして、「産」も、一応産業としては存在します。「学」というところが、やっぱりどうしてもこの学を指す場合、高等学校までを指せばいいんですけども、残念ながら大学以降のことを指す場合が多く、うちの村にとってこの大学というものを村の中に取り込むということには、日頃から村長もかなり工夫されていまして、頑張っておられることは分かっています。

今回、小・中学生の思いというところと両方合致させますと、実は一つの提案、もしくはお願ひがあります。確かに村の外にある学というところは、当然そこらじゅうにあふれておりますけれども、じゃあ東白川村に対する思いという意味においては、どこまで東白川というものを鑑みたアドバイスがいただけるかと考えたときに、村からも小・中学生が当然高校に上がり、そして最近では大学に上がられることが非常に増えてきました。

そこで、村出身の高校生、もしくは大学、大学院生を一つのアドバイザー、もしくはシンクタンクとして、ぜひとも村の将来に向けてのアドバイスをいただくとともに、そこで先ほど僕が質問の中で述べておきました、自分たちで立てた計画の下で生活を行うということは非常に心地いいことにもつながろうかと思ひますので、ぜひともこの村を離れた子供たち、要は村民ではなくなってしまうのかもしれませんが、村を離れている、特に学問を目指している、夢にあふれている子供たちの意見というのを何とか吸い上げていけないか。今回の6次総でなくても構いません。でも、せっかく6次総という一つのきっかけがありますので、ぜひともこれに関するお答えを、突然の質問でありますけど、お答え願ひたいと思ひます。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本村出身の大学生世代、こういった方々への意見聴取といいますか、例えばアンケートというような形で村への期待をこの総合計画に反映してはどうかという御提案と受け止めました。

子育て支援の中で東白川村は、東白川村で育ってよかったという感想を持って送り出しをしています。私は、次のステップは、東白川村へ帰って活躍したいと思う子供たちを育てたい、このようにも考えております。

そうして考えていきますと、今、議員が提案されたような村への思いを届けるという一つの方法として非常に有効なことではないのかなと、今考えました。

一つお話をしますと、先般、2年続けてですが、コロナ禍で苦しんでいる、都会で生活している学生さんたちに東白川村の産品をお届けいたしました。ある御兄弟の学生さんから、お母さんを通じて、久しぶりに東白川村を感じることができて本当にうれしかったと、また明日への希望が湧いてきたと。しっかり力をつけて、この東白川村へ帰って働きたい、このような本当にうれしい、これはメールで来たということでございましたんですが、そういった関係をつくるためにも非常にいい提案ではないのかなと考えました。検討をさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

実は今回、コロナというもののせいでいろんなものがマイナス、マイナスという要因がありましたが、今回、一つだけリモート会議というような提案がコロナのせいで急激に進みました。特に全国に散らばってしまった村出身の若者を一堂に集めて会議をするというのは、時間的にもいろんな意味で問題がありますけれども、ぜひともリモート会議みたいなものをうまく活用して、村長と語る会のリモート版というのをやっていただけると、よりダイレクトにそのアイデアが実現できるのではないかという、これは一方的な提案ですので、これを検討していただければという提案で済ましたいと思います。

実はこの辺りは、夢というものは若者だけのものではなくて全ての人、お年寄りであっても全ての人が持つものが夢であろうかと思います。そして、ぜひとも夢が実現できる村、そして夢を応援する村を目指していただけるような6次総合計画策定事業になっていただきたいとの思いを述べまして、1項目めの質問をこれで終えたいと思います。

さて、次に村の将来にとって最も重要な質問をいたします。

ずばり伺います。今井村政2期目を終えようとする今、果たして3期目に対してどのような思いを持っておられるのか、今のお気持ちをお聞かせください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川議員の御質問にお答えをします。

来年、令和4年4月22日をもって私の任期が満了します。これを受けて私の進退について御質問をいただきましたので、私の決意を表明させていただきます。

私は、支援者の御推薦もいただきましたし、健康面でも激務を乗り切る自信も持てましたので、3選を目指して次期村長選挙に出馬する決意をいたしました。

私は、村長を拝命してから2期8年間、村民の皆様、議会の皆様、そして職員各位にそれぞれの立場で大きな御理解と御尽力を受けて、議論すべきところはしっかりと議論し、第5次総合計画の

確実な進展と東白川村地方創生戦略を柱に様々な施策を積極的に実行してまいりました。

課題としておりました診療所と老人保健施設の新設移転、全村光ファイバー化整備事業の完成を見ることができました。

昨年来の新型コロナウイルス感染症対策についても、感染予防、生活支援、経済対策、特に痛手を受けた第三セクターの経営改革など、万全ではありませんが一定の成果が得られたのではないかと自負をしております。

財政運営についても、職員の努力もあって、バランスに配慮しながらも積極的な行財政運営を行い、仕事を確実にする役場を目指してまいりました。

しかし、本村を取り巻く社会情勢、経済情勢は、過去と比べて決して安心できる状況ではありません。それは、特に新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中でコロナと共生する社会経済生活の確立、一段と拍車がかかる少子高齢化という人口減少問題、年々激甚化する自然災害に対する備え、厳しい財政状況の中でデジタル化、働き方改革への対応など、行政機能の一層の充実が求められております。

私は、これらの課題について皆様の審判を仰ぎ、幸いにも信任が得られました暁には、まず第一には、終息が見えない新型コロナウイルス感染症から村民の皆様を守るための感染防止の徹底と、村民生活、農林商工の経済活動に切れ目のない支援を行うことなどが重要と考えております。

また、4つある第三セクターの会社の経営の健全化、これは是が非でも成し遂げたいと考えてございます。

人口対策としては、つながるナビ事業を継続し、移住定住政策を促進し、人口減少の波に立ち向かわなくてはなりません。

次に、保育園から小・中学校、大学や専門学校までの一貫した子育て支援の充実が必要です。東白川村で成長し、村へ帰って頑張りたいという子供たちを一人でも多く育てるため、この支援を継続してまいりたいと考えております。

また、激甚化する自然災害に備えるため、ハード・ソフト両面での機能の充実と職員の資質の向上を図らなくてはなりません。

次に、農林商工業の振興と自然を守る活動をしっかりと政策として実施し、東濃ヒノキの育つ山林、おいしいお米の取れる水田、白川茶の茶畑、そこで村民の皆様がそれぞれの生活を営みながらつくり出し、織りなす美しい村・東白川村を次世代にしっかりと継承するという信念の下、人口減少に立ち向かう村づくりという課題に対し、東白川村の将来あるべき姿を第6次総合計画にしっかりと位置づけ、それぞれの政策を進めたいと考えております。

今申し上げましたことが全てではございませんが、こうした課題にしっかりと対応できる行政の実現のため、2期8年の経験と国・県と築き上げてきたパイプ、職員との信頼関係を私の力として、それぞれの課題解決に向けて、来る東白川村長選挙に出馬する決意をいたしました。

以上で、私の進退と令和4年度以降の村政の進め方について答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

本来でしたら、今までの慣例ですと、12月の議会でこのような質問をするのが慣例となっておりますが、コロナ禍ということもあり、いち早く村全体のことを考えると、早めに村長にどうするかというのを伺ってしまいました。そのお答えが3期目もぜひ頑張りたいという、それこそ力強いお答えをいただきました。この段階でお答えいただくということは、ここから半年の間、村民からも本当に3期目を目指すかどうかという厳しい目をもって村長が村政をなさるであろうということは、非常に想像に難くありませんので、ぜひともその半年後の村民からの支持をしっかりといただけるような村政運営を目指していただきたいと、エールを送らせていただきます。

そこで、実は一般質問の場を通じましてこの質問をするに当たりまして、村民からの目はそれによろしいでしょう。実は議会、議員としても、今後、村長を3期目として我が村のリーダーであるかどうかをしっかりと見定めていかなければいけないことになりました。

そこで、1つだけ、もう一度伺っておきたいことがあります。

実は村長になられて2期目の間に、皆さんも御存じのように私としましては、手続上であるとか、議会を軽視しているのではなかろうかという議論を何度も何度も村長とも重ねてきましたが、昨今の村長、もしくは執行部の皆さんの本当にお気持ちが議会を十分と尊重していただき、手続が基本となっているうちの議会におきましても、その手続を決して軽視することなく、手続の上で民主主義は守られるという大切な議会運営に本当に村長にも御尽力いただいておりますし、これはもしかしたら手前みそでありますけれども、全国的にも胸を張って自慢できる議会になっているものと思います。これは私の感想にすぎませんので、ぜひとも村長には議会というもの、首長とは違う二元代表制ですので、首長が議会というものをどう考えておられるのか。ましてや、もっと具体的に言うと、東白川村議会というものをどう考え、思っておられるのかを、いま一度村長の口からお聞きたいと思いますが、よろしいでしょうか、お願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

応援するというエールをいただき、ありがとうございます。

議会の皆さん方と行政執行部、私との関係、2期8年間、誠意を持って務めてきた思いはございます。なかなか言葉が足りない、あるいは単純なミスで御迷惑をおかけしたことも多々あったかなあという反省もいたしております。

よく言われるように、東白川村にとってそれぞれ住民の代表として、しっかりとこの村の将来を見据えて活動していく、発展させていくためには、議会の皆さん方が我々執行部に対するチェック機能と、それから建議、つまり意見を届けていただき、それによって政策をつくっていく、こういったことは非常に大切であるとずうっと考えております。

これからも、引き続き議会の皆様と両輪となって、議論すべきところは議論し、ここは間違っているよという思いがあればしっかりと指摘をしていただき、住民の代表の皆さん方の御意見を尊重しながら、しかし、執行部側の事情とか、あるいは国・県とのやり取りの中での事情もお酌み取りをいただきながら、一丸になって財政力の乏しい東白川村の将来をしっかりとつくっていきたい、このように考えて、そういう関係であり続けたいというふうに考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

エールに対してお礼を言っていただきましたが、エールは無条件応援ではなく、戒めの思いも込めて使わせていただきました。

実はこれは村長だけでありません。半年間、村長を見定めていく議会の役割というものは、逆に言うと、同日選挙で私たちも選挙の場に立つわけですから、村民から見れば、村長をどう見ていくかという姿勢が今度村民から問われるわけで、実は決して村長だけのものではなく、次回、来る選挙につきましては、議員全員が我が事であるかのようにしなきゃいけない。これが12月ではなく、この9月に前倒しになったというのは、村長だけではなく、議会のほうも同じ現象になったものと考えますので、村長共々村民から絶大なる支持が得られるような議会運営、そしてひいては行政運営、そして最終的には村そのものの運営を目指しましょうということを、エールだと有頂天になれるので、共に頑張りましょうという決意を最後にまとめの言葉として、今回の一般質問の全てを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時14分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（樋口春市君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（樋口春市君）

日程第8、報告第1号 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第9、報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

報告第1号 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和3年9月7日提出、東白川村長。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率一覧表。実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、ともになしとなります。括弧内は、国の基準比率となります。次に、実質公債費比率13.2、将来負担比率48.1。以下については説明を省略させていただきます。

次に、令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和2年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和3年9月7日提出。以下は省略をさせていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和2年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。これにつきましても、審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎になる事項につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められていますのでお願いいたします。以下につきましては同様となりますので、説明は省略させていただきます。

また、1枚はねていただきたいと思います。

報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和3年9月7日提出、東白川村長。

1枚はねていただきたいと思います。

令和2年度決算に基づく資金不足比率一覧表。記、特別会計の名称、簡易水道特別会計、下水道特別会計、ともに資金不足比率は該当がありませんのでお願いいたします。また、備考欄のほうにつきましても省略をさせていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和2年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和2年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和3年9月7日提出。以下は省略させていただきます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和2年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書。これにつきましても資金不足比率がございませんので、説明のほうは省略させていただきます。以上となります。

○議長（樋口春市君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第38号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第38号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例について。東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和3年9月7日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例。

東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

これにつきましては、本来別々である条例が一つになっておりますので、情報公開と個人情報保護の条例は別々に新たに設置することにしましたので、今回、廃止するものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第11、議案第39号 東白川村情報公開条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第39号 東白川村情報公開条例について。東白川村情報公開条例を別紙のとおり提出する。令和3年9月7日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村情報公開条例につきましては、第1章から第4章までの章立てとなっており、内容については全員協議会のほうで説明しておりますので、概要説明とさせていただきたいと思います。

まず、1ページ、第1章は総括的内容でございます。

（目的）第1条では、公文書の公開を求める権利を明らかにし、村政への参加と理解、信頼を深め、もって民主的な村政の発展に寄与することを目的としています。

（定義）第2条、用語の意義を規定するものでございます。

（実施機関の責務）、次のページ、2ページを御覧ください。第3条は、村民の権利と要望を十分に尊重し、個人に関する情報がみだりに公開されないように最大限の配慮をすることを規定しております。

（利用者の責務）第4条では、公開を求めた情報をその目的に沿って適正に使用し、第三者の権利侵害にならないように規制規定を設けております。

第2章は、情報公開の手續に関する規定でございます。

（公開請求権）第5条では、誰でも情報公開請求ができると規定しております。

（公文書の公開の請求手續）第6条第1項は、公文書の公開を請求する場合には、氏名、住所、公開を請求する文書の件名や内容を記載した書面にて請求する規定。

第2項では、提出された請求書に不備があった場合には、参考情報を提供して補正を求める規定の整備でございます。

（公開の請求に対する決定等）第7条第1項は、請求書を受理した日の翌日から14日以内に公開

するかしないかを決定する規定。

3 ページの第2項につきましては、公開を決定した場合は、速やかに公開する場所と日時を通知することと、請求受理日に公開を決定し、公開を可能にする規定でございます。

第3項はやむを得ない場合で、第1項が期限内に決定できない場合は60日間延長できることと、その場合、理由と期間を記載した書面を請求者に通知する規定。

第4項は、公文書の全部または一部を公開しないと決定したときは、その理由を書面で通知することで、将来、全部または一部が公開されることが明らかな場合は、その旨記載して通知する規定を設けるものです。

第5項では、請求に係る公文書に第三者の情報がある場合には意見を聴くことができる規定です。

(公文書の公開の実施方法) 第8条第1項は、公開の日時、場所を指定する規定。

第2項は、やむを得ない理由がある場合は、写しでの公開を可能とする規定です。

(公開しないことができる公文書) 第9条は、4 ページを御覧いただきたいと思います。第1項第1号では、アからエの例外を除きまして特定の個人情報識別されるもの、またはされ得るもの。

第2号では、ア、イの例外を除きまして法人等や事業を営む個人の情報で、公開により不利益を与えるもの。

5 ページに移りまして、第3号は、国の機関から協議または依頼に基づいて作成、取得したもので、公開により協力関係や信頼関係を損なうおそれのあるもの。

第4号は、村または国が行う事務事業について、意思形成過程の情報で、公開によりその事業または将来の同種の事務事業に支障を来すと認められるもの。

第5号は、村の合議制機関で公開しないことと定めた情報。

第6号は、村または国等が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、試験問題及び採点基準等で、公開によりその事務事業もしくは将来の同種の事務事業について目的が損なわれたり、公正、円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの。

第7号は、公開により、生命、身体、財産等の保護、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報。

第8号は、法令等の規定により公開することができないとされている情報。

第9号は、個人または法人等から公開をしない条件で得た情報で、承諾なく公開した場合には信頼関係が損なわれ、将来、その協力を得ることが不可能になるので公開しないことができる公文書の規定を設けるものでございます。

6 ページ、第2項は、一定の期間を経て第1項の規定に該当しなくなった場合は公開することを規定するものでございます。

(公文書の部分公開) 第10条は、第9条第1項各号に該当する部分とそれ以外の部分を容易に、かつ請求の趣旨を損なわない程度に分離できる場合は、部分公開をする規定でございます。

(費用負担) 第11条は、閲覧は無料、写しの交付を受ける場合は、その写しの交付に要する費用を負担する規定でございます。

第3章は、審査請求等に関する規定でございます。

（審査請求等）第12条第1項は、公開請求の処分に対して不服がある場合に審査請求をすることができることの規定です。

第2項は、審査請求に対しまして行政不服審査法第9条第1項、審査請求を補正しない場合、国の行政機関たる省、委員会、庁、国の審議会、宇宙政策委員会、地方公共団体の長等が該当しますが、これらには適用しない規定でございます。

第3項は、審査請求は、決定日から3か月以内に行う規定。

第4項は、審査請求があった場合は、7ページの第1号、第2号の例外規定を除き受理した日の翌日から14日以内に東白川村情報公開審査会に審査を求める規定。

第5項は、審査会の諮問には請求に対する弁明書を添える規定。

第6項は、審査会の報告を尊重して裁決する規定。

第7項は、審査請求の裁決を審査会から通知される日の翌日から14日以内に通知する規定でございます。

（東白川村情報公開審査会）第13条については、第1項は設置の規定。

第2項は、審査会の扱う範囲。

第3項は、委員5人とし、臨時的な設置を定める規定、全員協議会ではこの部分につきまして臨時的な部分を削除するとお答えしましたがけれども、村の運営状況を考慮しますと臨時的な設置が主だと思われることから、この規定を残すこととしました。

第4項は、委員の任命に関する規定。

第5項は、任期に関する規定。

第6項は、請求を受けてから60日以内に回答を報告する規定。

第7項は、意見を聞いたり資料を求める規定。

8ページの第8項は、守秘義務に関する規定。

第9項は、必要な事項について村長が別に定める規定となっております。

第4章は、雑則でございます。

（他の法令との調整等）第14条は、他法優先の規定でございます。

（検索資料等の作成）第15条は、行政情報の検索資料を作成し、一般の利用に供する規定でございます。

（情報提供）第16条は、村民ニーズの把握と情報提供に努める規定でございます。

（運用状況の公表）第17条は、運用状況を公表する規定です。

（出資法人等の情報公開）第18条は、村が出資する法人等は、この条例に準じた措置を講ずるよう規定するものでございます。

（委任）第19条は、必要事項として定める規定でございます。

9ページを御覧ください。

附則、1. この条例は、公布の日から施行する。

2. この条例は、令和3年4月1日以後に作成し、または取得した公文書について適用し、同年3月31日以前に作成し、または取得した公文書については、整理の完了したものから適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 東白川村情報公開条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 東白川村情報公開条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第12、議案第40号 東白川村個人情報保護条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第40号 東白川村個人情報保護条例について。東白川村個人情報保護条例を別紙のとおり提出する。令和3年9月7日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村個人情報保護条例。

本条例も4章までの章立てとなっております。

内容については概要説明とさせていただきます。

第1章、総則。

（目的）第1条は、村が保有する個人情報の適正な取扱いと情報開示等の権利を明らかにすることとで、個人の権利利益の保護と村民に信頼される公正で民主的な村政の推進に資することを目的と

定めております。

(定義) 第2条では、第1号から3ページの第9号までの用語の定義を規定するものでございます。

(実施機関等の責務) 第3条は、必要な措置を講ずる規定と、第2項で守秘義務を退職後も課するというふうになっております。

(事業者の責務) 第4条では、事業者に対して個人情報の適正な取扱いと村に協力する規定を設けております。

(村民の責務) 第5条は、個人情報の適正な管理と他人の権利利益を侵害しないよう求める規定でございます。

第2章は、取扱事務について規定するものでございます。

(個人情報取扱事務の登録) 第6条第1項は、個人情報を取り扱う事務を登録する規定と変更する場合も同様とする規定を設け、登録する内容を第1号から4ページの第8号までとする規定でございます。

第2項は、事務を廃止した場合には登録を抹消する規定。

第3項は、緊急の場合は後から登録することができる規定。

第4項は、事務を登録した場合に個人情報保護審査会に報告する規定。

第5項は、事務登録したことを閲覧に供する規定でございます。

(特定個人情報保護評価) 第7条は、扱う従事者の数、扱う量及び取扱状況などをまとめた評価書の作成に当たりまして、審査会の意見を聴く規定でございます。

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第8条第1項は、第1号から5ページの第10号までの内容の個人情報ファイルを保有する場合に審査会に通知する規定で、変更の場合も同様とする規定でございます。

第2項は、第1号から6ページの第9号までの規定、例外規定を設けるものです。

第3項は、特定個人情報ファイルの保有をやめたときには審査会に通知する規定でございます。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)、7ページの第9条は、特定個人情報ファイル簿を作成し、公表する規定。

第2項は、第1号から第3号までを例外とする規定。

第3項は、特定個人情報ファイル簿に記載または掲載した場合に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、記録事項の一部、また全部を掲載しないことができる規定でございます。

(収集の制限) 第10条第1項は、個人情報を収集する場合には、その目的を明確にし、必要な範囲内で適法かつ公正な手段とする規定で、第2項で本人から直接収集する規定を設け、第1号から8ページの第8号までの例外規定を規定するものでございます。

第3項は、緊急かつやむを得ない場合などで個人情報を収集した場合に必要な場合は本人に通知する規定。

第4項は、本人または代理人の申請について第2項の規定を適用する規定でございます。

(収集の禁止) 第11条は、本人の信条、社会的身分、犯歴などは収集できない規定と例外規定を定めるものでございます。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)、9ページの第12条第1項は、特定個人情報以外の個人情報を目的外の内部利用や外部に提供できない規定と第1号から第5号までの例外規定。

第2項は、緊急の場合、目的外利用や外部提供した場合に本人に通知する規定。

第3項では、外部提供した場合に必要な措置を講ずる規定でございます。

(特定個人情報の利用の制限) 第13条の第1項は、特定個人情報を目的外に使えないことと、緊急的に認められる場合は利用できる規定。

10ページ、第2項は、緊急の場合に利用する場合、本人及び第三者の権利利益に配慮する規定。

第3項は、他法優先の規定。

第4項は、目的外利用の場合、利用できる部局などを制限する規定でございます。

(特定個人情報の提供の制限) 第14条は、番号法に定める例外規定以外に特定個人情報を提供できない規定でございます。

(電子計算組織結合の制限) 第15条は、一般のインターネットを通じての提供の制限とその例外規定でございます。

(適正管理) 第16条第1項は、事務に必要な範囲内で個人情報を正確かつ最新の状態に保つことと、第2項では、情報漏えい、滅失、毀損の防止等、管理に必要な措置を講ずること。

11ページ、第3項につきましては、不用となった個人情報は、例外を除いて廃棄または消去する規定でございます。

(委託に伴う措置等) 第17条第1項は、事務委託する際には個人情報を保護する措置を講ずることと、第2項では、事務の受託先が適正な管理を行うように規定するもの、第3項は、委託先の職員に守秘義務を課す規定でございます。

第3章は、開示の手続などについて規定するものです。

第1節は、請求に関する規定です。

(自己情報の開示請求権) 第18条第1項は、誰でも本人の個人情報の開示を請求できる規定と、第2項でやむを得ない場合には代理人が請求できることの規定です。

(開示請求の手続) 第19条第1項は、12ページ、第1号から第4号までの事項を記載した書面の提出通知で、第2項は、本人または代理人であることを証明する書類を提出する規定。

第3項は、開示請求書の不備を期間を決めて補正を求める規定と、その場合に情報提供をするよう努力義務を定めるものでございます。

(自己情報の開示義務) 第20条は、第1号から15ページの第12号までの例外規定を除きまして情報を開示するという規定でございます。

(部分開示) 第21条第1項は、開示請求に非開示情報が含まれている場合に容易に区分できる場合は、非開示情報を除いて開示する規定。

第2項は、その例外規定でございます。

（個人情報の存否に関する情報）第22条は、開示請求された個人情報があるかないかを答えるだけで非開示情報を開示することになるとときには請求を拒否できる規定でございます。

（開示請求に対する措置）第23条第1項は、請求に係る個人情報の全部または一部を開示する場合には、決定と開示する日時、場所を書面で通知する規定。

第2項では、情報を開示しない場合にも書面にて通知する規定。

16ページの第3項では、開示決定までの通知期間の規定と補正を求めた場合の通知期間を規定するもの、第4項は、やむを得ない理由で期間内に開示決定ができない場合に期間の延長ができることと、それを通知する規定でございます。

（第三者に関する情報に係る意見書提出の機会）第24条は、開示請求の中に第三者に関する情報があった場合に、その第三者に内容を知りて意見書を提出する機会を与える規定をしています。

（開示の実施）第25条第1項は、開示は、通知により指定した日時、場所で行うことと、開示する情報が汚損または破損するおそれがあるときは写しによって公開を可能とする規定。

第2項は、開示請求した本人または代理人であると証明する書類も同様とする規定でございます。

（自己情報の訂正請求権）第26条から18ページの（訂正の実施）第29条までは、自己情報に誤りが認められたときに行う訂正請求に関する手続等について規定するものでございます。

（情報提供等記録の提供先等への通知）第30条は、訂正請求による情報提供等の記録の訂正を行った場合は、各関係各所に通知する規定でございます。

（自己情報の削除請求権）第31条から19ページの（削除の実施）第34条までは、制限を超えて集められた自己情報と認められる場合は削除を行えることと、その手続に関して規定するものでございます。

（自己情報の目的外利用等の中止請求権）第35条から20ページの第38条までは、個人情報が目的外利用、例えば外部提供されるときに中止ができる規定とその手続に関する規定でございます。

（特定個人情報の利用停止の請求）第39条から21ページの（利用停止の実施）第42条までは、特定個人情報の利用停止等に関する規定とその手続を規定するものでございます。

第2節は、救済に関する規定です。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）第43条は、開示請求等に関して例外の規定を設けるものでございます。

（審査請求）第44条第1項は、開示請求等について審査請求があったときには、第1号から第6号までの例外を除き審査会に諮問をする規定。

22ページ、第2項につきましては、諮問について弁明書を作る規定。

第3項は、審査会の答申を尊重し、審査請求に対する裁決を通知する規定でございます。

（個人情報保護審査会）第45条第1項は、評価書の意見や諮問の審査を行う審査会を設置することと、第2項では諮問から答申までの期間、第3項で重要事項について意見を述べる規定。

第4項で委員会の人数、第5項では委員の要件について、第6項では任期についてで、臨時的任

用も可としております。

第7項は、必要であれば関係者の出席や意見を求めることができる規定。

第8項は、守秘義務を課す規定。

第9項は、必要事項を規則で定める規定でございます。

第3節は、他の法令等との調整等についてでございます。

(他の法令等との調整等)、23ページでございます。第46条第1項は、他法優先の規定を設け、第2項と第3項に例外規定を設けるものです。

(費用の負担) 第47条第1項は、請求に関する手数料は無料とし、第2項は、写しの交付を受ける場合は費用負担をする規定でございます。

第4章は、雑則になります。

(苦情の処理) 第48条は、苦情の申出があった場合に適切な処理をする規定でございます。

(実施状況の公表) 第49条は、年1回の公表を規定するものです。

(指定管理者の義務) 第50条第1項は、指定管理者の個人情報の適正管理を規定し、24ページの第2項では、実施機関はその指導に努める規定でございます。

(委任) 第51条は、必要事項は実施機関が別に定める規定でございます。

附則(施行期日) 1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2. この条例の施行の際、現に廃止前の東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定によりされている開示請求等は、東白川村個人情報保護条例または東白川村情報公開条例の規定による開示請求等とみなす。

3. 前項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例等の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例等の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。以上でございます。

○議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番(桂川一喜君)

先ほど認めさせていただきました公開条例につきましての審査会では臨時の委員は認めてくださいということで条例をつくったわけですが、果たしてこちらの個人情報保護審査会のほうの項目では臨時の委員は認める項目がないわけですが、こっちは臨時の委員の必要がないということでよろしいのでしょうか。

○議長(樋口春市君)

総務課長 今井明德君。

○総務課長(今井明德君)

すみません、ページ数がありますが、審査委員の部分でこちらのほうも臨時的な部分も記載させていただいておりまして、同様なふうにさせていただいているところでございます。

先ほど少し触れましたけれども、こちらのほうも臨時的な運用といいますか、それも考えているということで、条文のほうに入っておりますので御理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口春市君）

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

これって運用で臨時の委員を認めるって不可能じゃないかと思うんですけど、これ運用だけでというのはまずくないですか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

先ほど条例の中の22ページの個人情報保護審査会の第45条第6項のところに、委員の任期は一応2年としまして、補欠委員の任期は残任期間とすると。また、臨時に置く委員は、任期は必要な期間とするというふうに定めておりますので、こちらのほうで適用されるかと思っております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

6 番、よろしいですか。

○6 番（桂川一喜君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 東白川村個人情報保護条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 東白川村個人情報保護条例については原案のと

おり可決されました。

◎議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第41号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第41号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年9月7日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の1ページを御覧ください。

この改正は、マイナンバーの通知カードと個人番号カードの再交付の手数料について廃止するための法改正による改正になります。

新旧対照表のほうの改正後（案）を御覧いただきますと、別表の第2条関係の別記1を改正しております。

3ページのほうの現行を御覧いただきますと、事務の種類として、6. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の1の通知カードの再交付手数料、1枚につき500円、さらに2の個人番号通知カードの再交付手数料、1枚につき800円を削除して、改正後（案）には、この7の各種証明に関する事務を繰り上げて新たに規定するものでございます。

本文のほうにお戻りください。

附則（施行期日）この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第14、議案第42号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第42号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年9月7日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年東白川村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

新旧対照表の6ページ、7ページを御覧ください。

改正後（案）のところで最下段、食用廃油の次に特定ごみ、村長が指定する場所に搬入されたもの、村が指定するシール、10キロごとに500円を追加するものであります。

本文にお戻りください。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第43号から議案第49号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第15、議案第43号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から、日程第21、議案第49号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件について、補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第43号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,824万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,535万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和3年9月7日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただき、5ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。

変更点のみ読み上げさせていただきます。

起債の目的、過疎対策事業、変更前は限度額 1 億540万円を変更後は限度額 1 億1,070万円に引き上げます。

過疎対策事業（ソフト）、変更前は3,420万円の限度額を変更後は4,110万円に引き上げます。

6 ページからの事項別明細書を省略させていただき、9 ページを御覧いただきたいと思います。

2. 歳入。

8 款 1 項 1 目地方特例交付金、補正額は150万1,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。個人住民税の減収補填の特例交付金が40万8,000円、自動車税の減収補填の特例交付金が94万3,000円、軽自動車税の減収補填の特例交付金が15万円ということで、いずれも内示によるものでございます。

10款 1 項 1 目地方交付税、補正額は485万2,000円の追加でございます。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

12款 1 項 8 目土木費使用料、補正額は 1 万1,000円の追加でございます。公営住宅使用料と共益費の滞納繰越分を予算計上するものでございます。

13款 2 項 2 目総務費国庫補助金、補正額は 9 万5,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 1 万円の追加、個人番号カード交付事務費補助金が 8 万5,000 円の追加でございます。

4 目衛生費国庫負担金、185万4,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が39万6,000円、検診結果等の様式の標準化整備事業補助金が43万5,000円、検診情報連携システム整備事業補助金が102万3,000円の追加ということで、いずれも内示によるものでございます。

14款 1 項 8 目土木費県負担金、補正額は400万5,000円の追加でございます。地籍調査費の負担金の内示によるものでございます。

2 項 6 目農林水産業費県補助金、補正額は162万7,000円の追加でございます。農業人材力強化総合支援事業補助金が150万円、農業委員会費補助金が12万7,000円の追加でございます。

10目教育費県補助金、こちらは10万2,000円の減額でございます。清流の国ぎふふるさと魅力体験事業の分でございます。

次のページを御覧ください。

3 項10目教育費県委託金、補正額は 9 万5,000円の追加で、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業の委託金ということで、先ほど言いました補助金が委託金に変更されたことと額が減っておるのを補正で上げてございます。

17款 2 項 5 目介護保険特別会計繰入金、補正額は663万8,000円の追加でございます。

6 目後期高齢者医療特別会計繰入金19万2,000円の追加ということで、こちらはいずれも過年度精算の繰入金でございます。

19款 4 項 4 目雑入、補正額は1,528万1,000円の追加でございます。農業者年金の取扱手数料が19万円の追加でございます。後期高齢者医療療養給付費の負担金の過年度精算還付金が1,370万4,000

円の追加でございます。こちらは広域連合からの支出でございます。建物災害共済金につきましては118万5,000円ということで、こちらは古いもの館の雪害に対しての災害共済金でございます。保育実習受託料1万円につきましては、1人分の給料でございます。学童保育の利用料が9万9,000円の追加。農業振興補助金過年度錯誤分返還金が9万3,000円の追加ということで、こちらは農地流動化補助金の返還金でございます。

20款1項3目民生債、補正額は160万円の減額でございます。子育て支援事業で80万円の減額、高齢者交流サロンの整備事業で200万円の追加、高齢者等外出支援車両の更新事業で280万円の減額でございます。

7目商工債、770万円の追加でございます。CATV機器管理事業で予備機の購入費用に充当するものでございます。

10目教育債、610万円の追加でございます。みつば保育園の水道管の修繕工事に480万円、中学校のエアコン修繕工事に130万円充当いたすものでございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額は85万4,000円の減額でございます。説明欄を見ていただきまして、総務一般管理費では116万円の減額でございます。給料につきましては、休職者1人が出ておりますので36万2,000円の減額でございます。職員手当等につきましては、91万5,000円の追加をお願いしますものでございます。扶養手当から児童手当及び子ども手当につきましては、職員の異動、休職者、それから子供の出生等がありましたので、それらを含めた増減でございます。退職手当組合負担金につきましては13万円の減額ということで、こちらのほうは特別職につきましては、先般、給料を減額しましたので5万2,000円の減額、それから一般職につきましては、休職者1人の分で7万8,000円の減額でございます。防災勤務手当につきましては100万円の追加ということで、7月の災害で不足が見込まれますのでここで補正させていただくものでございます。共済費につきましては、職員共済組合負担金から臨時職員等社会保険料まで、異動及び再算定によります増減でございます。委託料で浄化槽の保守点検委託料12万円の追加をお願いしますものでございますが、こちらはふるさとセンターの分で、そちらを庁舎の分庁舎化をしましたので総務費のほうで予算計上させていただくものでございます。工事請負費で200万円の減額でございます。庁舎別館の4階の改修工事につきまして予算組替えを行いますので、ここで減額させていただくものでございます。

自治会等運営支援事業につきましては、30万6,000円の追加をお願いしますものでございます。補助金で公の施設等修繕補助金で、下野集会所の玄関のタイルが剥がれておりますので10分の10補助で行うものでございます。次のページをお願いします。総合行政情報システム運営費で51万円の追加をお願いしますものでございます。委託料で契約管理システムの導入支援委託料で49万5,000円、そのシステムのASP利用料で1万5,000円の追加でございます。こちらは電子入札へ移行する準備のための費用でございます。

10目地域情報化事業費、補正額は132万6,000円の追加でございます。CATVの審議会等開催費

につきましては、委員の方が3名増えましたので、その分を追加させていただくものでございます。CATV番組等制作運営費につきましては、文字放送用の入力パソコンにつきましては7年使用しまして、いつ壊れてもおかしくない状態になってきましたので、今回、57万2,000円で更新させていただくものでございます。CATV機器管理運営費につきましては、70万9,000円の追加でございます。需用費の事業用消耗品につきましては、加入者が増えたことでV-ONUを2台追加購入させていただくものでございます。役務費の手数料で上位回線冗長化（初期費用）手数料55万円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、昨年行いました上位回線の冗長化の費用でございまして、本来、前年度に支払うべき費用でございましたが、事務の不手際によりまして、今回、予算化させていただき、お支払いさせていただくものでございます。以後こういうことがないように十分注意したいと思いますし、しっかり事務を進めていきたいと思いますので、何とぞ御了承いただきたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては1,934万6,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、国庫補助金が1万円追加されましたので財源充当するものでございます。感染症拡大防止協力金事業につきましては46万2,000円の追加でございます。この内容につきましては、令和3年2月8日から令和3年3月7日までの休業の分でございます。避難所等環境改善事業につきましては700万円の追加でございます。工事請負費で、役場別館の4階を感染症対応の避難所に改修するための費用でございます。先ほどの総務一般で200万円減額しましたが、こちらのほうに組替えさせていただきました。次のページをお願いいたします。村内消費拡大対策事業につきましては1,188万4,000円の追加でございます。こちらは、つちのこ商品券の5,000円分を全村民に配布する事業でございます。需用費で商品券印刷費で14万1,000円、封筒印刷費で2万8,000円。委託料で、こちらの41万5,000円につきましては、自治会のほうに配布をお願いしますのでその費用でございます。補助金につきましては1,130万円の予算計上でございます。

2項2目賦課徴収費につきましては、77万9,000円の追加をお願いするものでございます。賦課徴収費で事務用消耗品が23万7,000円で、こちらは汎用の納付書とか封筒の費用でございます。その他印刷製本費につきましては15万2,000円で、これは特別徴収に使用の印刷費でございます。村税の還付償還金につきましては39万円で、法人で5社、それから修正申告分で1件分の費用でございます。

3項2目住民情報処理費につきましては、9万1,000円の追加をお願いするものでございます。住民情報処理費で、一般質問でもありましたけれども、マイナンバーカードの出張申請に係る費用を予算計上させていただくものでございます。消耗品費につきましては6万円で、デジタルカメラ、それから申請の用紙、プリンターのインク等でございます。備品購入費では、出張申請用のプリンター1台を購入する費用で3万1,000円の予算計上でございます。こちらにつきましては、国からの補助金8万5,000円を財源充当いたします。

3款1項1目住民福祉費につきましては、補正額は40万3,000円の追加でございます。住民福祉

費一般で職員手当等40万2,000円の追加、それから国民健康保険特別会計繰出金につきましては、法定内の繰出金1,000円の追加でございます。

2目福祉医療費、70万1,000円の追加でございます。こちらは前年度の補助金の精算返還金でございます。

3目保健福祉費、32万円の追加でございます。内容につきましては次のページを御覧いただきたいと思います。通勤手当で2万円の追加、超勤手当で30万円の追加をお願いするものでございます。

4目老人福祉費、44万6,000円の追加でございます。高齢者等外出支援事業では、わかあゆ1号の更新事業が完了しましたので189万円を減額するものでございます。あわせまして、過疎債280万円を減額する財源補正を行います。地域包括支援センター運営事業では13万6,000円の追加で、予防給付ケアプランの作成業務の委託料でございます。越原交流サロン整備事業では220万円の追加でございます。こちらにつきましては、公共単価改正によるものでございます。あわせまして、過疎債200万円を充当する財源補正を行います。

2項1目児童福祉総務費では補正額はありますが、財源補正でございます。子育て支援総合推進事業のほうで過疎債を80万円減額し、学童保育料9万9,000円を充当する財源補正でございます。

2目認可保育所費、補正額は12万3,000円の追加でございます。みつば保育園の運営費で、費用弁償につきましては会計年度任用職員の分で2万4,000円でございます。施設消耗品ということで9万9,000円につきましては、未満児室のクッションジョイントマットを購入する費用でございます。あわせまして過疎債480万円を充当し、保育実習料1万円を充当する財源補正を行います。

次のページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては290万6,000円の追加でございます。保健衛生総務費一般で超勤手当については50万円の追加、委託料のほうで検診情報連携システムの開発委託料で240万6,000円の追加でございます。この事業につきましては、国からの補助金145万8,000円の財源充当を行います。

2目予防費につきましては42万円の追加でございます。未熟児養育医療事業につきましては2万4,000円の追加ということで、前年度の県への返還金が8,000円、国への返還金が1万6,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、情報連携システムの改修委託料ということで39万6,000円の追加でございます。あわせまして、国からの補助金39万6,000円を充当いたします財源補正を行います。

4目保健福祉センター費につきましては11万4,000円の追加でございます。こちらにつきましては、保健福祉センターの入り口のドアが閉まりにくくなりましたので、そのドアの修繕料で11万4,000円でございます。

次のページをお願いします。

6款1項1目農業委員会費につきましては9万8,000円の追加でございます。農業者年金の管理事業で手数料が増えましたので、その分を事業費のほうも増やささせていただくものでございます。消耗品費で2,000円、参考書籍等の購入費で9万6,000円の追加でございます。財源としまして、特

定財源で農業者年金の取扱手数料19万円を追加する財源補正を行います。

3目農業振興費につきましては150万円の追加でございます。農地銀行活動事業につきましては、県補助金12万7,000円を財源充当します補正でございます。農業次世代人材投資事業につきましては150万円の追加ということで、1人分の新規入居者がありましたので、1人分150万円を補正するものでございます。財源につきましては、県補助金150万円を充当するものです。

5目山村振興事業費につきましては163万3,000円の追加でございます。工事請負費で野菜村の排水浄化設備設置工事66万5,000円につきましては、浄化槽のところにグリストラップを新たに設置する費用でございます。白川茶屋屋根塗装修繕工事につきましては96万8,000円の予算計上でございます。

次のページをお願いします。

2項2目林業振興費につきましては247万6,000円の追加でございます。一般林業振興費で補助金でございます。山に生きる会のまき割り機に12万円4,000円、同じく山に生きる会のトラックの購入に75万円の補助金ということで、2分の1補助を行うものでございます。有害鳥獣捕獲事業につきましては、全協でも御説明しているとおりですけれども、地元要望で大沢地区に猿おりを設置する費用でございます。工事請負費は、設置場所の整地工事費で16万3,000円。備品購入費では、猿おりを123万5,000円で購入するものでございます。林業活性化担い手育成事業につきましては20万4,000円の予算計上でございます。施設修繕料13万5,000円につきましては、ウッドハイツの外部照明を人感センサーに交換する費用でございます。手数料のルームクリーニング手数料は、退去後のクリーニング費用の支出分で6万9,000円でございます。

7款1項2目地域づくり推進費につきましては9万9,000円の追加でございます。補助金でE C モール出店業者の支援補助金でございます。

次のページをお願いします。

8款1項2目地籍調査費、補正額は767万円の追加でございます。地籍調査事業の負担金対象では645万円の追加ということで、日向地区の1.32平方キロの追加でございます。これにつきましては、県の負担金400万5,000円を追加、財源充当を行います。地籍調査事業の交付金対象につきましては122万円の追加ということで、大口地区の0.8平方キロを追加するものでございます。

2項1目道路橋梁維持費につきましては300万円の追加でございます。工事請負費で村道維持修繕工事につきましては100万円の追加ということで、こちらの穴沢本線の県単農道で対応できない分を村単で行うものの費用でございます。小規模修繕等単価契約工事200万円の追加につきましては、8月の出水分での修繕費の予算計上でございます。

3項1目住宅管理費につきましては、滞納繰越分の1万1,000円を財源充当する財源補正でございます。

9款1項2目消防施設費につきましては23万円の追加でございます。ポンプ等の修理費ということで、こちらは予備のポンプの修理費でございます。

10款2項1目学校管理費につきましては142万8,000円の追加でございます。小学校のエアコン取

付工事ということで、こもればの里から外しましたエアコンを理科室と家庭科室にそれぞれ2台ずつ取り付ける費用でございます。

次のページをお願いします。

3項1目学校管理費、補正額は136万8,000円の追加でございます。こちらは中学校のエアコン修繕工事ということで、職員室のエアコンが故障しておりますので、そちらを新たに更新するものでございます。こちらにつきましては、過疎債130万円を充当する財源補正も併せて行います。

2目教育振興費につきましては13万1,000円の追加でございます。中学校教育振興費一般につきましては財源補正で、県補助金10万2,000円を減額し、県委託金9万5,000円を充当しますので、差引き7,000円の減額というふうになります。中学校就学援助事業につきましては、対象者が1人発生しましたので13万1,000円の扶助費を追加するものでございます。

4項1目社会教育総務費につきましては198万5,000円の追加をお願いするものでございます。社会教育総務費一般は、歌舞伎保存会の補助金ということで72万円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては内容は全協で説明させていただいておりますけれども、こちらにつきましては公演が中止となっておりますけれども、必要経費等が発生しておりますので、精算して返還いただくような手続きを取りたいと思っております。古いもの館管理費につきましては、報償費7万9,000円につきましては、文書整理等の人件費の謝礼でございます。工事請負費で改修工事につきましては118万6,000円の追加でございます。これは雪害によりまして雨どいが今損傷しておりますので、そちらを修理する費用でございます。これにつきましては災害共済費118万5,000円の財源充当を行います。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第44号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和3年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億74万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月7日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書は省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額1,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、職員給与等の繰入金として共済組合負担金の増加によるものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額254万4,000円の追加になります。前年度繰越金として収支の balan

スを取るものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額1,000円の追加になります。説明欄のほうを見ていただきますと、共済費、職員の共済組合追加負担金として増額によるものでございます。

7 款 1 項 3 目保険給付費等交付金償還金、補正額254万4,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきますと、保険給付費等交付金償還金は、前年度の保険給付費の余剰金を県へ返還するものでございます。

国民健康保険特別会計は以上になります。

次のページをお願いします。

議案第45号 令和3年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和3年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,353万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,273万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月7日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書は省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、補正額74万9,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、介護給付費の交付金前年度精算金は、2年度分の支払基金からの交付額が不足していましたので、追加による交付として受け入れておるものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金、補正額3,278万3,000円の追加になります。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、補正額1,089万5,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、介護給付費の準備基金積立金は、前年度の保険料充当額の残金を積み立てるものでございます。

5 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額5万円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、通所型サービス事業は、次の介護予防ケアマネジメント事業費が不足するため、事業費の組替えにより減額にしております。特定財源、一般財源についても、充当額の組替えによるものでございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額5万円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、介護予防のケアマネジメント費では、1名分のケアプラン料が追加で発生しました

ので事業費を組み替えて増額をするものでございます。

7款1項2目給付費償還金、補正額1,330万9,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、給付費償還金では給付費国庫負担金が774万円、給付費県負担金が556万9,000円で、前年度の精算金による返還金になります。

3目交付金償還金、補正額269万円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、地域支援交付金償還金は、地域支援の国庫交付金が105万8,000円、地域支援の県交付金が62万3,000円、地域支援支払基金は100万9,000円で、前年度の精算による返還金になります。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額663万8,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、一般会計繰出金は、こちらも前年度に繰り入れました介護給付費、地域支援事業などの精算による返還金になります。

介護保険の特別会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第46号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,199万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月7日提出、東白川村長。

それでは、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページからお願いします。

7ページ、2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額21万5,000円の増。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金を充当するものです。

9款1項1目雑入、補正額131万3,000円。説明欄を御覧ください。災害共済金で96万8,000円、水道管の移転補償費で34万5,000円となっております。

8ページ、歳出を御覧ください。

1款1項1目一般管理費、補正額が3万3,000円の減。説明欄を御覧ください。共済費の職員共済組合追加負担金の3万3,000円の減額となっております。

2款1項1目東白川村簡易水道建設事業費、補正額で59万3,000円の増。説明欄を御覧ください。簡易水道建設事業（単独事業）、工事請負費で、中之谷砂防事業に伴う水道管の布設替え工事の工事費となっております。

3款1項1目施設維持管理費、補正額で96万8,000円の増。説明欄を御覧ください。施設維持管理費の需用費、修繕料で、落雷による陰地配水池のテレメーター関連の修繕料を計上しております。

続きまして、議案第47号 令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。令和3年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,462万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月7日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページからお願いします。

2. 歳入。

3款1項1目繰入金、補正額1万1,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当、減するものです。

8ページ、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額で1万1,000円の減。説明欄を御覧ください。一般管理費の共済費で共済組合の負担金を1万1,000円減額するものです。以上です。

○議長（樋口春市君）

診療所事務長 安江輝彦君。

○国保診療所事務長（安江輝彦君）

議案第48号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。令和3年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,104万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月7日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款3項1目高齢者入所施設予防的検査受託料、補正額13万4,000円の増額、これは新型コロナウイルスのクラスター対策として老健施設関係職員の抗体検査受託料を追加するものです。

次に6款1項1目繰越金、補正額29万円の増額、前年度繰越金でございます。収支のバランスを取るためのものでございます。

次に8款1項1目指定寄附金、補正額50万円の増額、診療所施設整備指定寄附金を平の神戸誠さんをはじめ6人の方から頂いたものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項総務費、1目一般管理費、補正額48万6,000円の増額。説明欄を御覧ください。職員手

当等2万円の減額、共済費、職員共済組合追加負担金の減額及び臨時職員等社会保険料の増額でございます。いずれも再算定に伴う補正となっております。

次に2款1項医業費、1目一般管理費、補正額6万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。給料90万円の減額、職員手当等158万円の減額、共済費で各種共済組合負担金等の増減、それから旅費で18万円の増額、代診医派遣旅費でございます。そして、負担金、補助及び交付金では230万円の増額、代診医派遣負担金の追加によるものです。

以上、若尾医師の産休に伴う組替え補正でございます。

続いて、2款1項2目医療管理費、補正額は入っておりませんが、特定財源で13万4,000円の増額、また歳入で説明をしました高齢者入所施設の予防的検査の県補助金ということで財源を充当させていただきます。

次に3款1項1目基金積立金、補正額50万円の増額、先ほど歳入で御説明いたしました寄附について、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものであります。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第49号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,199万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月7日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款2項1目雑入、補正額19万1,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、こちらは広域連合からの保健事業費負担金の前年度の精算還付金として受け入れるものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円の追加になります。前年度の繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

4款1項2目償還金、補正額19万2,000円の追加になります。先ほど歳入のほうで御説明しましたように、広域連合負担金償還金として前年度の精算金を一般会計のほうへ繰り出すものでございます。

後期高齢者医療特別会計は以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計の歳出、14ページの中ほどにあります、CATVの機器管理運営費の役務費のところ、先ほど課長の説明の中で職員の不手際等が多少あったかもしれんということで、原因については問いませんが、この手数料がそういう形で今回補正に出るに当たって、延滞金でありますとか、懲罰的な費用が余分にかかったかどうかを知りたいだけです。そのお答えをお願いします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

非常に申し訳ない事案ですが、延滞金とか、そういう余分な費用は発生せずに、本当に必要な、本来支払うべき費用を今回補正させていただきますので、御理解いただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（樋口春市君）

よろしいですか。

○6 番（桂川一喜君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の6款1項5目のところでちょっと単純にお伺いをしたいわけですが、山村振興事業の野菜村の排水浄化設備のところで説明の中でグリストラップの追加というなお話があったわけですが、どうしても、どうして今の時期、グリストラップ、単純に言うと油こしみたいなのなんですけれども、保健所から指摘があったのか、今まであったものがもうくみ取れなくてあれなのか、臭いがきついでののか、浄化槽が早く痛むでとか、何かしら理由があって今の時期の追加の申請をするということかと思うんですが、この辺りの状況の説明をお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

野菜村のグリストラップにつきましては、当初から設置がされていなくて、岐東衛生さん等の点

検で浄化槽に非常に油が浮いているということが判明をしました。長年の積み重ねかなとは思っておりますけど、直接油を排水しているわけではないので、例えばフライパンとかについた油がちょっとずつ流れ出して浄化槽のほうに流れているということでございます。それで、今回、新たにグリストラップを設置して、こそうと思っております。以上です。

○議長（樋口春市君）

よろしいですか。

○5番（今井美道君）

はい。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の23ページ、先ほど歌舞伎保存会の補助金のお話をされたんですけども、この予算をつくられたときは歌舞伎があるという想定で72万出しているわけなんですけど、なしになったということで、今までにかかった費用、それなりを差し引いて、また返していただくようなお話があったわけなんですけど、この補助金というものは、ある程度使って返していただけるものなのか。72万、60万、70万使ったら2万返すとか、そういうことじゃなくて、向こうの繰越金になるような気がするんですけど、そういうのというのは説明をしっかり受けるのか、内々のことはこちらで分かってくるのか、教えていただきたいです。

○議長（樋口春市君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

この補助金の72万については、会費相当分というような話を先般の全員協議会のときに話をさせていただいて、先般、歌舞伎公演自体は中止になっておりますが、かかる費用というのは、師匠さんに、はや6回ぐらい来ておりますし、そういった費用を表していただいて、精算の段階で私どもの判断で、これだけの分については72万円です、これだけは補助金の対象になりませんよというようにして精算していこうかなというふうに思っておりますので、あくまでも今回は頭出しというように形になって申し訳ございませんが、ひとつよろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

では、ただいまの質問に関連した質問をさせていただきます。

かつて定住自立圏の折に事業が実行されていないにもかかわらず、どうしても予算を満額払う選択をされたときに、契約段階でしっかりとした文面が交わされていなかったという落ち度が行政側にもあったということで、相手から請求があった補助額を払った経緯がありました。

今回は別に、この言い方は悪いですけど、敵対するような団体じゃないのは承知の上で御質問したいと思いますが、要はこの手の大きい補助金をやるときに、今まで余りそういう想定がなかったと思いますが、やっぱりコロナということで事業そのものが行われないという可能性というのが十分加味した何かしらの取決めというのが必要になってきているんじゃないかと思いますが、今回の件を認める、認めないとは別ですけれども、このような事業が行われなかったときに関する取決めというものを口頭でもよろしいですし、文面でもよろしいですし、今後はぜひとも一定の取決めをする必要があるのではないかと思います。

今回の補正についての質問であらうかと思いますので、今後のちょっと見解、どなたか御返答願えればと思います。

○議長（樋口春市君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

御質問のように、本年度、結構な数のイベントが中止になっております。大変気になっておりまして、事業内容に大きな変動があるというふうには認識をしております。

それで、議員からも御指摘がありましたように、今後、こうしたことについてある程度想定をさせていただくことが適切かと思いますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番 今井美道君。

○5 番（今井美道君）

一般会計の16ページになりますけれども、2 款 3 項 2 目、午前中の 4 番議員の一般質問の中でもマイナンバー普及ということで説明があったので、この時点では、この議案書を見ますと、出張申請の消耗品であるとかプリンターということが書かれてあるわけなんです、答弁の中である程度のは分かったのですが、具体的にシニアクラブの方であるとか、企業であるとかという話がありましたが、自治会ごとであるとか、例えばもう少し小さい人数であるとか、そういった御検討というのはどのような御見解を持ってみえるのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

ただいまの質問についてですけれども、先ほど一般質問のときにも若干説明させていただいたんですけれども、方式としましては、申請時のときに受け付ける方式を取らせていただいて、それで

本来なら個人が来てもらう場合なんですけれども、それを地域のほうへ回らせていただいて、ある程度、今の段階では5人以上をめぐりに集めていただいて、申込者が代表になって申込みをしていただくと、その方が代表になっていろいろやり取りをしていただいて、会場、時間等が決まれば、会場に伺って申請受付を行うというような予定にしております。

ただ、まだこれから10月以降になるかと思うんですけど、こういったことは初めてやらせていただくことなので、こういった機器につきましても、幸い補助金等がありまして、こういった機器を購入しましたので、そういったものを活用させていただきながら、皆さんに応えていけるように促進を含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（樋口春市君）

5番、よろしいですか。

○5番（今井美道君）

はい、結構です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第49号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件について一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第49号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第22、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

議案第50号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和3年9月7日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所。名称、F T T H設備センター予備機。数量、1式。設置場所、東白川村神土548番地。2. 取得の目的、F T T H設備センター機の故障など、不測の事態に対応するための予備機の取得。3. 取得の方法、随意契約。4. 取得予定価格、1,775万8,950円。5. 購入先、a n d株式会社。

少し説明を補足させていただきますが、取得の目的としまして、F T T H設備につきましては、令和2年3月に整備が終了、そして1年間のメーカー保守期間も終了しております。

事業者の立場として、これら機器の故障やその他事故のときには、早急にサービスの再開を提供する必要がございます。そのため、予備機を取得して不測の事態に備えさせていただきたいという内容のものが財産の取得となります。

また、取得の方法ですが、随意契約でございます。この理由は、本村のC A T VのF T T H設備機器を担当いただいた業者でもあり、年間保守委託もお願いしておる業者です。本件に関する機器については熟知された業者でもあり、それ以外の業者では分からない内容が含まれております。契約の相手方としては望ましいとして判断して、この契約に至っております。

そして取得予定価格ですが、令和3年の当初予算422万5,500円で計上して、5年リースという予定で、5年リース分の総額は2,112万5,000円の予定でしたが、今回の取得に切り替えることにより336万8,550円の節約が可能になるということが分かりました。そのため、予算は6月の補正をさせていただきましたが、今回、財産の取得として進めさせていただくところでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎同意第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第23、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和3年9月7日提出、東白川村長。

記、氏名、安江里香、生年月日、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇番地〇、任期、令和3年10月1日から令和7年9月30日。

任命理由の説明を申し上げます。

今回、現教育委員であります安江美紀さんが今月末の任期満了をもって退任されます。そこで、その後任として安江里香さんの任命を考え、同意をいただきたいと思います。

安江美紀さんには平成29年10月から1期4年間、教育委員を務めていただきました。教育委員会の中に子供の保護者を入れるという規定があり、その規定に沿った形での任用でしたが、まさに保護者としての立場から村の教育行政に貴重な御指導や御助言をいただき、発展に大きく寄与してくださいました。深く感謝をいたします。

後任の安江里香さんは、御存じのように越原日向にお住まいで、大明神木材の社長であり、前消防団長の安江真博氏の奥様でございます。かつて村の商工会に勤めておられ、気さくな性格と明晰な頭脳でてきぱきと仕事をこなし、親しまれていました。御結婚され、お子さんが生まれてからは保育園保護者会や小・中学校のPTAで活躍され、昨年度は中学校PTAの副会長兼母親委員長を務められました。お子様は、今春、高専に進学しておられます。教育委員としてお務めいただければ、人格的にも優れておられますし、PTA活動などで身につけられた広い見識、保護者ならではの気づきなどを生かし、村の教育に様々な御示唆をいただけるものと考えます。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第24、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

別紙の提出意見書を読み上げさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関連経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に

不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２．令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

３．令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

４．炭素に関する税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和３年９月７日、東白川村議会議長樋口春市。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てとします。

以上が、提出予定の意見書になります。令和３年９月７日提出、提出者、今井美道、賛成者、今井美和、同じく桂川一喜。

意見書の提出に御賛同をお願いいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第３号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第３号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎発議第４号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第25、発議第４号 こども庁の設置を求める意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

発議第4号 こども庁の設置を求める意見書について。次の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。令和3年9月7日提出。提出者、今井美和、賛成者、今井美道、同じく賛成者、桂川一喜。東白川村議会議長 樋口春市様。

意見書を読ませていただきます。

こども庁の設置を求める意見書。

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子供・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続が必要になったりする場合もある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものとする。

よって、国においては、子供政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望する。

記1. 専任の大臣の下で、強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聞くこと。

2. 支援策を検討する際には、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。

3. 自治体の子供施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月7日、東白川村議会議長 樋口春市。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、国家公安委員会委員長。

よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第４号　こども庁の設置を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第４号　こども庁の設置を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時10分間の休憩とします。

午後２時07分　休憩

午後２時17分　再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第１号から認定第７号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第26、認定第１号　令和２年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第32、認定第７号　令和２年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの７件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第１号　令和２年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。令和２年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定（別冊）は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定に付する。令和３年９月７日提出、東白川村長。

以下、本文を省略して議案名だけ朗読させていただきます。

認定第２号　令和２年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第３号　令和２年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和2年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

次に、お手元の令和2年度決算説明書を朗読させていただきます。こちらの書類になります。

令和2年度決算説明

本日、東白川村議会第3回定例会に、令和2年度一般会計並びに特別会計6会計（国保、介護、簡水、下水、国保診療所、後期高齢）の決算認定議案を提出し、令和2年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた一年でした。本村でも濃厚接触者や感染者が発生したことで、全保育園児のPCR検査、公共施設や公園施設の閉鎖、各種イベントや教室等の中止といった様々な対応を行いました。県においても独自の非常事態宣言や国と連携しての対策等を実施してきましたが、変異株の発生等もあり鎮静化の傾向には至っておらず、村民の方には感染症防止のために様々な我慢をお願いする結果となりました。

このような事態の中で、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金1億6,941万2,000円の交付金を受けて、感染症対策事業、避難所の装備の充実、飲食店や白川茶販売の支援、建築事業への支援、消費の喚起など多くの事業を実施してきました。

また、本村の基幹産業である農業、林業、木材関連産業の振興には、引き続き労力と予算を投入してまいりましたが、社会情勢の変化も大きく、常に検証し時代のニーズに即した軌道修正も必要であることを感じた一年となりました。

このほか、7月5日から9日にかけて時間最大雨量40ミリを超える大雨により、村内で94か所ほどの災害も発生しましたが、議員の皆様はじめ村民各位の多大なる御尽力により大過なく一年を過ごせましたことに厚く感謝申し上げます。

なお、各会計決算総額等の状況は、決算書記載のとおりでありますので、以下、決算についてその大要を申し述べます。

第1 一般会計

令和2年度予算は、年度途中の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が31億3,463万円で、前年度より8.4%減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は3億4,287万3,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみると、その主体であります村税では、村民税や固定資産税の増加により2億1,149万2,000円となっております。徴収率では、普通税全体で前年度より0.3%増の97%になりました。滞納額につきましては、前年度より26万5,000円少ない640万4,000円となりました。今後も徴収が見込めない滞納については、適正な不納欠損を実施するとともに、滞納整理につきましても努力いたしてまいります。

分担金及び負担金は、前年度より増となりましたが、これは主にライフライン保全事業分担金と村民センター保守負担金などの増加によるものです。

使用料及び手数料は、CATVのインターネット利用料の増加などにより前年度より増加しております。

財産収入は、前年度より増加となりましたが、これは主に土地売却収入の増加によるものです。

寄附金は、前年度より減少となりましたが、これは主に社会福祉施設整備指定寄附金の減少によるものです。

繰入金は、前年度より大幅な減少となりましたが、これは主に財政調整基金繰入金が皆減となったことによるものです。

繰越金は、前年度より975万3,000円の増加となりました。

自主財源の総額は、諸収入を含め7億6,661万円で、歳入総額の22.7%を占め、前年度より5.5%減となりました。

次に、依存財源に注目してみると、歳入全体の43.8%を占めます地方交付税については、普通交付税は前年度より9,181万7,000円増、特別交付税は前年度より19万円の増加となりました。合わせて地方交付税は、前年度より9,200万7,000円の増加となりました。

地方譲与税や各種交付金は、合わせて前年度より増となりましたが、これは主に森林環境譲与税が増額となったためです。

国庫支出金は、前年度より約3億1,900万円の増加となりましたが、これは主に新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金と対応交付金などによるものです。

県支出金は、前年度より増加となりましたが、これは主に避難所生活環境確保事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金などの増額によるものです。

村債は、前年度よりおよそ5億2,400万円の減額となりましたが、これは主に昨年度の医療福祉ゾーン整備事業やCATV情報通信基盤施設FTH整備事業などの終了したことによるものです。

依存財源の総額は26億1,584万円で、歳入総額の77.3%を占め、前年度より3.3%減となりました。

次に、歳出では、決算総額30億3,397万円で、前年度より4.8%減となりました。

このうち補助費は、特別定額給付金事業（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）や、つちのこ商品券配布事業（新型コロナウイルス関連事業）などによるもので、前年度より83.6%増となりました。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、全ての科目で増加したため、前年度より10%増となりました。

繰出金は、前年度より47.3%減となりましたが、これは主に医療・福祉ゾーンの移転工事に係る国保診療所特別会計への繰り出しが減少したためです。

投資的経費は、前年度比45.6%の減となりましたが、これは昨年のCATV情報通信基盤施設FTH整備事業などで減少したものです。

以上が一般会計の決算概要です。

第2 国民健康保険特別会計

県が財政運営の責任主体となって3年目となる国民健康保険は、保険給付費に応じて県補助金が支出されています。

決算収支では、歳入歳出差引残額は578万9,000円となっております。

歳入では、前年度より1,506万8,000円少ない3億400万9,000円となりましたが、これは主に基金繰入金の皆減と特別調整交付金の減額によるものです。保険税収納率は、現年度分は99.8%で前年度より0.7ポイント上がり、過年度分については12.3%で前年度より11.3ポイント低下しましたが、滞納額の割合で見ますと11ポイントほど減少しています。この滞納業務については村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出全体の67.9%を占める保険給付費は、前年度より1,002万5,000円多い2億235万8,000円となりました。

歳出決算額は、前年度より1,887万7,000円少ない2億9,822万円となりました。

第3 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、令和2年度末で187人となり、前年度より14人の増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,969万8,000円となっております。

歳出全体の84.4%を占める保険給付費は、在宅介護サービス利用者が減少したことにより2億5,583万6,000円で、前年度より1.3%減となりました。

歳出決算額は、保険給付費及び地域支援事業費が減少したため、前年度より700万3,000円少ない3億322万2,000円となりました。

第4 簡易水道特別会計

曲坂水源系水道施設の機器更新は、4年目を迎え、電気計装機器の更新を行いました。

曲坂川通常砂防事業に伴う水道管布設工事などをはじめ、配水管路の漏水修繕など施設の維持管理を行い、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。

令和元年度から直営で行っていた水道施設管理のうち、取水施設、浄水施設、配水施設については外部委託し、維持管理や運転管理を専従的に行う体制を整えました。これにより職員の負担の軽減が図られたとともに、民間が持つ高い管理技術により水道水の安全性が高まりました。今後も引き続き、より安定的な供給が行えるよう努めてまいります。

決算収支では、歳入歳出差引残額は662万5,000円となっております。

歳出決算額は、簡易水道建設事業費、公債費が主に増加したため、前年度より1,877万1,000円多い2億9,088万3,000円となりました。

第5 下水道特別会計

本会計では、宮代、平西、平東、平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行っていますが、計画的な機器更新と修繕により施設の適正管理に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は114万4,000円となっております。

歳出決算額は、施設維持管理費が減額したため、前年度より53万1,000円少ない2,406万4,000円となりました。

第6 国保診療所特別会計

新築移転後2年目を迎えた診療所では、コロナ禍の影響を少なからず受けながらも、これまでどおり医師2名体制を継続するとともに、外科、皮膚科、産婦人科の専門外来、木沢記念病院医師による毎週土曜日の休日診療も継続実施しました。また、本年度は建設工事と同時に行えなかった非常用発電設備設置工事を実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,582万7,000円となっております。

歳入決算額は、診療所建設工事終了により一般会計施設整備繰入金が大きく減少したことにより、前年度より4億7,295万5,000円ほど少ない2億8,065万4,000円となりました。

歳出決算額も診療所工事終了により2億6,482万円となりました。

第7 後期高齢者医療特別会計

令和2年度末受給者数は、前年度末より10人減の579人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は770万1,000円となっております。

歳出決算額は、後期高齢者医療広域連合納付金等が増加したことにより4,439万8,000円となりました。

第8 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、計画的な起債の発行に心がけましたが、元利償還金額の増額が主な要因で、財政健全化法の実質公債費比率は、前年度より1.2ポイント上がり13.2%となりました。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、消防・防災対策として小型動力ポンプ付積載車、避難所生活確保事業や避難所環境改善事業等により防災対策資機材の整備や、2年目となる電線付近の支障木を取り除くライフライン保全事業を行い、防災体制の強化に努めました。

そのほかに、法改正に伴い、臨時職員を会計年度任用職員として処遇改善を行い、岐阜県知事選挙、国勢調査などを行いました。

ふるさと納税事業では、返礼品の基準変更等の影響が残っていますが、返礼品の村内産コシヒカリが非常に好評であったことや、第三セクターの商品、まき、ベンチなどを返礼品とし、2,500万円を超える寄附を頂きました。

村民課では、村税等の滞納額の増加抑制に努めるとともに、徴収率の向上に努めました。また、平成29年度からは4年継続事業で最終年となる固定資産税のその他宅地評価支援業務では、事務要領を作成し、これまでの画地計測データにより画地補正を行い、令和3年度に向けた土地の評価替えを行いました。

税務申告では、毎年開催している役場1階会場に新型コロナウイルス感染症対策のため、パーティション及びアクリル板等を整備して感染防止に努めました。

保健福祉課では、村民が共に支え合いながら、誰もが健康で生きがいを持ち、「安心して暮らせるやさしさのある村づくり」を目指し、福祉事業として、高齢者・障害者に対する各種支援、せせ

らぎ荘など福祉施設の修繕を行い、保健衛生事業として、各種健診・予防接種を引き続き行いました。

また、購入後11年を経過した外出支援車両「わかあゆ2号」を更新するとともに、懸案であった越原センター改修に係る実施設計を行いました。

建設環境課の環境対策では、ごみの分別回収などや、自然保護事業として、自治会や団体の自主的な環境整備活動に対して補助を行いました。

村営住宅管理では、各種修繕工事を実施し、良好な居住環境の維持に努めました。

農業農村整備では、県営中山間地域総合整備事業にて、平集落道の測量設計、大沢用水路の改修を行いました。

また、県営基幹農道整備事業では、第1工区で工事に着手されました。

村道維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、杉林線道路改良工事や通学路の魚戸線落石対策工事、橋梁補修工事などを、官民協働の地域づくり支援事業では、高鳥屋墓地周辺整備を実施しました。

また、地籍調査事業は、日向、大口地区を中心に実施し、進捗率が44.0%となりました。

産業振興課の農業振興では、協議を進めてきました茶産地構造改革に基づき、今後の茶業の一組織化、一工場化へ向けてのスタートを切りました。

また、中山間地域等直接支払制度の第5期対策が始まり、各協定集落による話し合い活動により算定面積は、前期と同等の150.7ヘクタール余りの農地を確保し、遊休農地の増加に歯止めをかけることができました。

林業振興では、国有林内に位置する民有林を地権者様の御理解を得て、県補助を活用し、公有財産としました。

森林環境譲与税を有効活用した林業活性化担い手育成事業を引き続き実施し、5事業所、9名の雇用を確保することができました。

また、平成29年度から村内の現況調査を実施してきました100年の森林づくり構想をまとめ、今後、計画・実行する筋道を立てました。

地域振興課の情報通信係では、総務省のケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業（放送ネットワーク整備支援事業）の採択を受け、前年度から繰越事業により、上位回線冗長化事業（迂回ルート設備）が完了しました。これをもって、CATV施設光ファイバー化事業は全て完了となりました。

商工振興係では、地場産業活性化対策事業として、つちのこ商品券による販売促進事業「つちのこメンバーズカード事業」「プレミアム付商品券発行事業」に対する支援、経営改善支援、ECモール「つちのこマルシェ」を核とした村内商品の販売促進事業やフォレストスタイル等を積極的に事業展開しました。

しかし、昨年の新型コロナウイルス感染症拡大は、経済に及ぼす影響が甚大であるため、国からのコロナ関連の交付金をうまく活用し、飲食店支援策として、「おべんとう券」「お食事券」や

「つちのこ商品券」の追加発行は、村民向けに配布する方法で村の経済支援策を進めました。

なお、コロナの影響は、大きなイベント等の開催は不可能な状況となり、村の最大イベント「つちのこフェスタ」の開催は見送りとなりました。

また、将来人口の対策としても重要な施策である「移住・定住事業」は、「つながるナビ事業」として、コロナ感染終息後の地方移住の流れをうまくつかむために事業を積極的に展開し、空き家の寄附、残家財のリユース等の活動を進めてまいりました。

地域おこし協力隊では、継続して村の各種事業に携わってくれる隊員の募集と育成を実施し、退任後もこの村の地域活性化につながる事業や起業という形で定住できる体制を構築して進めてきました。

特にみのりの里東白川株式会社では、持続可能な農業につながる活動として、元隊員の2人と現役の隊員が成果を上げてくれています。

教育委員会の子育て支援では、子育て世代包括支援センターをみつば保育園内に開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを開始しました。

学校教育では、小学校ランチルーム棟屋上防水工事を施工しました。

社会教育では、年度後半からは「コロナに気を使いながらできる活動はやっていこう」の方針を下に、公民館講座・文化祭・映画上映会などを開催しました。

保健体育では、夏のカヌー教室、秋のウォーキングなどは計画どおり実施しました。

国保診療所では、新しくなった診療所で初めて1年間通して診療を行いました。コロナ禍でしたが、外来患者数は年間29人の増、老健利用者数も年間60人の増と、皆様に利用していただくことができました。

今後も、村民の皆さんが安心して通院していただき、地域のよりどころとなるような施設を目指し、職員一丸となって頑張っていきたいと考えております。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会をはじめ、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民の皆様のご理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます、決算説明といたします。

令和3年9月7日、東白川村長。以上であります。

○議長（樋口春市君）

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

それでは、別冊の令和2年度東白川村決算書の報告をさせていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1款村税、以下、収入済額のみを報告させていただきます、収入済額2億1,149万1,596円。

2款地方譲与税5,363万7,000円。

3 款利子割交付金20万9,000円。
4 款配当割交付金79万3,000円。
5 款株式等譲渡所得割交付金92万5,000円。
6 款地方消費税交付金4,989万6,000円。
7 款環境性能割交付金262万7,000円。
1 枚はねていただきたいと思います。
8 款地方特例交付金230万8,000円。
9 款地方交付税14億7,999万3,000円。
11款分担金及び負担金1,475万1,943円。
12款使用料及び手数料6,105万5,505円。
13款国庫支出金 5 億5,276万2,099円。
14款県支出金 1 億6,681万7,992円。
15款財産収入1,517万5,851円。
16款寄附金2,868万2,591円。
17款繰入金5,308万6,826円。
18款繰越金 3 億3,095万570円。
19款諸収入5,141万5,092円。
20款村債 3 億546万7,000円。
21款法人事業税交付金40万円。
歳入合計33億8,244万5,065円でした。

続きまして、歳出に参ります。

1 款議会費、支出済額、以下、支出済額のみを報告させていただきます、3,505万3,701円。
2 款総務費 8 億9,226万6,117円。
3 款民生費 4 億7,566万1,065円。
4 款衛生費 3 億3,694万8,627円。
6 款農林水産業費 3 億6,535万406円。
7 款商工費 1 億3,847万4,049円。
8 款土木費 2 億1,299万1,951円。
9 款消防費 1 億821万6,153円。
10款教育費 1 億5,042万8,334円。
11款災害復旧費2,307万150円。
12款公債費 2 億9,551万1,067円。
14款予備費なし。

歳出合計30億3,397万1,620円でした。歳入歳出差引残額 3 億4,847万3,445円。

令和 3 年 9 月 7 日提出、東白川村長。

12ページを御覧いただきたいと思います。

左上の差引残額等は省略をさせていただきます。

まず、上段の地方自治法第233条第1項の規定によって、証拠書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添えて提出します。令和3年8月10日。以下、省略をします。

それから、中段へ参りまして、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付する。令和3年8月23日、東白川村長。以下、省略をします。

それから、下段に参りまして、審査の結果、諸帳簿の係数は全て関係証拠書類に合致して正確であり、相違ないことを認める。令和3年8月24日に承認がされております。以下、省略をさせていただきます。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、収入済額5,530万9,590円。

2 款使用料及び手数料1万3,400円。

3 款県支出金2億1,239万7,740円。

4 款財産収入285円。

5 款繰入金3,310万7,396円。

6 款繰越金198万169円。

7 款諸収入1万2,200円。

8 款公債費なし。

9 款国庫支出金118万8,000円。

歳入合計へ参りまして、3億400万8,780円で行いました。

続きまして、18ページの歳出でございます。

1 款総務費、支出済額824万3,683円。

2 款保険給付費2億235万7,023円。

3 款国民健康保険事業費納付金8,259万3,392円。

4 款財政安定化基金拠出金なし。

5 款保健事業費201万7,950円。

6 款基金積立金1,000円。

7 款諸支出金300万7,083円。

8 款予備費なし。

20ページを御覧ください。

歳出合計2億9,822万131円、歳入歳出差引残額578万8,649円。

令和3年9月7日提出、東白川村長。

22ページを御覧いただきたいと思います。

ここの部分については先ほどと同じとなりますので、省略をさせていただきます。

次に、24ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款保険料、収入済額4,940万9,100円。

2 款使用料及び手数料3,100円。

3 款国庫支出金8,656万8,160円。

4 款支払基金交付金7,260万8,999円。

5 款県支出金4,410万2,098円。

6 款繰入金5,791万8,000円。

7 款繰越金3,205万2,173円。

8 款諸収入25万5,150円。

10 款財産収入3,431円。

歳入合計 3 億4,292万211円でございます。

続きまして、歳出に参りまして、1 款総務費、支出済額993万5,780円。

2 款保険給付費 2 億5,583万6,659円。

4 款基金積立金966万7,000円。

5 款地域支援事業費1,170万916円。

6 款公債費なし。

7 款諸支出金1,608万2,082円。

30ページを御覧いただきたいと思います。

8 款予備費、支出済額なしです。

歳出合計でございますが、3 億322万2,437円でございます。歳入歳出差引残額3,969万7,774円。

令和3年9月7日提出、東白川村長。

32ページについては省略をさせていただきます。

続きまして、34ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、収入済額4,864万670円。

2 款繰入金 1 億5,874万5,000円。

3 款繰越金905万2,292円。

4 款財産収入760円。

5 款分担金及び負担金41万8,610円。

6 款村債3,810万円。

8 款県支出金1, 832万7, 000円。

9 款諸収入2, 422万3, 683円。

歳入合計 2 億9, 750万8, 015円でございます。

続きまして、歳出に参りまして、1 款総務費、支出済額1, 579万4, 809円。

2 款簡易水道事業費8, 406万6, 400円。

3 款施設維持管理費3, 772万3, 650円。

4 款公債費 1 億5, 329万8, 155円。

5 款予備費なし。

歳出合計 2 億9, 088万3, 014円でございます。歳入歳出差引残額662万5, 001円でございます。

令和 3 年 9 月 7 日提出、東白川村長。

38ページは省略をさせていただきます。

続きまして、40ページを御覧いただきたいと思います。

令和 2 年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款使用料及び手数料、収入済額698万7, 690円。

2 款繰入金1, 670万円。

3 款繰越金152万350円。

4 款財産収入48円。

歳入合計2, 520万8, 088円でございます。

続きまして、42ページ、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額889万1, 427円。

2 款施設維持管理費591万1, 201円。

3 款公債費926万1, 514円。

4 款予備費なし。

歳出合計2, 406万4, 142円、歳入歳出差引残額114万3, 946円。

令和 3 年 9 月 7 日提出、東白川村長。

44ページについては省略をさせていただきます。

続きまして、46ページを御覧いただきたいと思います。

令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款診療収入、収入済額 1 億5, 520万8, 190円。

2 款使用料及び手数料79万2, 620円。

3 款県支出金392万1, 000円。

4 款財産収入119円。

5 款繰入金7, 847万1, 000円。

6 款繰越金2, 696万9, 272円。

7 款諸収入229万4, 682円。

8 款寄附金75万円。

9 款国庫支出金1,224万7,000円。

49ページをお願いします。

歳入合計 2 億8,065万3,883円でした。

続きまして、歳出に参りまして、1 款総務費、支出済額2,736万6,797円。

2 款医業費 2 億2,219万6,889円。

3 款基金積立金75万円。

4 款公債費78万5,792円。

5 款予備費なし。

6 款施設整備費1,372万8,000円。

歳出合計 2 億6,482万7,478円、歳入歳出差引残額1,582万6,405円。

令和 3 年 9 月 7 日提出、東白川村長。

52ページは省略をさせていただきます。

続きまして、54ページを御覧いただきたいと思います。

令和 2 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、収入済額2,620万3,600円。

2 款使用料及び手数料400円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金144万5,548円。

4 款繰入金1,731万8,031円。

5 款諸収入22万399円。

6 款繰越金691万982円。

歳入合計5,209万8,960円でした。

続きまして、歳出に参りまして、1 款総務費、支出済額92万8,873円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金4,178万4,031円。

3 款保健事業費146万4,830円。

4 款諸支出金22万399円。

5 款予備費なし。

歳出合計4,439万8,133円、歳入歳出差引残額770万827円。

令和 3 年 9 月 7 日提出、東白川村長。

58ページについては省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（樋口春市君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和２年度決算審査意見書。地方自治法第233条第２項の規定により審査に付された、令和２年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和３年９月７日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。東白川村長 今井俊郎様。

別冊で意見書を出しておりますので、読み上げさせていただきます。

令和２年度決算審査意見書。

第１．審査の対象 令和２年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第２．審査の時期 令和３年８月23日、24日の２日間。

第３．審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定期監査の結果を参考とし、１．決算計数の正確性、２．収入支出の合法性、３．予算執行の適確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第４．審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

１．決算の概要。

(1)決算規模。令和２年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額46億8,484万3,002円、歳出決算総額42億5,958万6,955円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

一般会計、歳入33億8,244万5,065円、歳出30億3,397万1,620円、差引残高３億4,847万3,445円。特別会計（６会計の合計）、歳入13億239万7,937円、歳出12億2,561万5,335円、差引残高7,678万2,602円。合計、歳入46億8,484万3,002円、歳出42億5,958万6,955円、差引残高４億2,525万6,047円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、各会計歳入総額、令和２年度、46億8,484万3,002円、令和元年度、52億8,556万51円、増減額マイナス６億71万7,049円。各会計歳出総額、令和２年度、42億5,958万6,955円、令和元年度、48億7,612万4,243円、増減額マイナス６億1,653万7,288円、差引総額、令和２年度、4億2,525万6,047円、令和元年度、4億943万5,808円、増減額1,582万239円。

(2)決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況。

一般会計、形式収支３億4,847万3,445円、翌年度へ繰り越すべき財源560万円、実質収支３億4,287万3,445円、単年度収支2,115万9,875円。国民健康保険特別会計、形式収支578万8,649円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支578万8,649円、単年度収支380万8,480円。介護保険特別会計、形式収支3,969万7,774円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支3,969万7,774円、単年度

収支764万5,601円。簡易水道特別会計、形式収支662万5,001円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支662万5,001円、単年度収支マイナス242万7,291円。下水道特別会計、形式収支114万3,946円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支114万3,946円、単年度収支マイナス37万6,404円。国保診療所特別会計、形式収支1,582万6,405円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支1,582万6,405円、単年度収支マイナス1,114万2,867円。後期高齢者医療特別会計、形式収支770万827円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支770万827円、単年度収支78万9,845円。合計額の朗読は省略をさせていただきます。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支 4 億2,525万6,047円の黒字。実質収支 4 億1,965万6,047円の黒字。単年度収支1,945万7,239円の黒字。

(3)むすび。以上が当年度の決算状況の概要であります。

令和2年度の一般会計の実質収支額は、前述のとおり、前年と比較して1,945万7,000円増の4億1,965万6,000円となっていますが、昨年同様の繰越金が出た理由は、繰入金6,932万4,000円、寄附金1,231万円など減額しましたが、地方交付税9,200万7,000円、国庫支出金及び県支出金で3億2,791万2,000円増となり、財源を確保できたことが主な要因と思われます。

一般会計歳出の不用額は6,080万8,000円ではありますが、前年と比較しますと1億1,861万1,000円少なく、経費の節減と適正な予算の見積りと評価します。

実質公債費比率は、ここ何年かは健全化が図られているところですが、本年度の比率（3か年平均）は13.2%で、昨年と比較して1.2ポイント悪化しております。これは、元利償還金の額が増加したことが主な要因であり、令和元年度に借入れをした8億円の償還が始まる令和5年度には18%前後になると説明を受けました。

また、将来負担比率は、昨年度と比較して13.2ポイント少ない48.1%となっています。

一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計・特別会計を合わせて1,212万7,000円あります。昨年と比較すると108万4,000円減少しており、徴収に努力されていることを評価します。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりです。

令和2年度の数字のみ読み上げさせていただきます。

一般会計842万2,142円、国民健康保険特別会計351万7,129円、介護保険特別会計4万7,100円、簡易水道特別会計2万330円、下水道特別会計ゼロ、国保診療所特別会計10万8,892円、後期高齢者医療特別会計1万1,900円、計1,212万7,493円。

また、当年度中に村税、介護保険料及び簡易水道使用料で約22万円不納欠損処分がされています。法に照らし合わせ適切な処理は必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないように、今後、一層の努力をお願いします。

次に、令和2年度の決算審査で気がついたことについて申し上げます。

工事及び委託事業についてはおおむね適正に管理されていましたが、見積入札で執行されたと思

われる契約で、施工伺いが随意契約となっていたり、随意契約理由書の添付がない案件がありましたので、書類の整備を指示しました。

人間ドック助成金の交付要件が検診料2万円以上で1万円交付することになっているが、支給要件を緩和し、多くの国保加入者に利用していただくよう検討されたい。また、村が配布している「東白川村補助金・助成金のご案内」等に掲載し、広報されたい。

つながるナビ事業で空き家を利用した移住定住事業が進められており、移住者17人の実績が出ており、人口減少対策として効果的だと思います。この事業のさらなる推進を期待します。

国民健康保険特別会計の出産育児一時金繰入額は、村負担分として支払い額の3分の2繰り入れを行えばよいとされていますが、出産育児一時金の支払い額を超えた金額が繰り入れされているので、今後の事務処理方法等を検討されたい。

既に令和3年度も上半期が終わろうとしています。新型コロナウイルスの影響により、イベント、会議及び交流会等が中止となり、村民への情報伝達の機会が前年度同様減っていると思われますが、令和2年度の検証も踏まえ、令和3年度の着実な事業推進が図られるよう、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算審査意見とします。以上です。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。明日8日は全員協議会開催のため、9日は議案調査のため、休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。8日は全員協議会開催のため、9日は議案調査のため、休会とすることに決定しました。

明日8日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また10日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いします。

それでは、これで本日は延会します。

午後3時12分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員